

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 三 号

令和二年十一月十二日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修一君

理事 加藤 寛治君

理事 津島 淳君

理事 宮下 一郎君

理事 矢上 雅義君

理事 伊東 良孝君

理事 泉田 裕彦君

理事 上杉謙太郎君

理事 金子 俊平君

理事 小寺 裕雄君

理事 佐々木 紀君

理事 鈴木 憲和君

理事 西田 昭二君

理事 野中 厚君

理事 福山 守君

理事 石川 香織君

理事 金子 恵美君

理事 近藤 和也君

理事 佐藤 公治君

理事 緑川 貴士君

理事 濱村 進君

理事 藤田 文武君

齋藤 健君

宮腰 光寛君

亀井亜紀子君

稲津 久君

池田 道孝君

今枝宗一郎君

江藤 拓君

木村 次郎君

高村 正大君

斎藤 洋明君

武部 新君

根本 幸典君

福田 達夫君

細田 健一君

大串 博志君

神谷 裕君

佐々木隆博君

篠原 孝君

宮川 伸君

田村 貴昭君

玉木雄一郎君

農林水産大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

(農林水産省食料産業局長)

政府参考人

(農林水産省生産局長)

政府参考人

(農林水産省経営局長)

野上浩太郎君

葉梨 康弘君

池田 道孝君

太田 豊彦君

水田 正和君

光吉 一君

政府参考人

(農林水産省政策統括官)

政府参考人

(農林水産技術会議事務局

長)

参考人

(有限会社横田農場代表取

締役)

参考人

(日本の種子を守る会アド

バイザ)

(NPO法人民間稲作研究

所アドバイザ)

農林水産委員会専門員

梶原 武君

委員の異動

十一月十二日

辞任

上杉謙太郎君

金子 恵美君

神谷 裕君

同日

辞任

高村 正大君

篠原 孝君

宮川 伸君

補欠選任

上杉謙太郎君

神谷 裕君

金子 恵美君

本日

の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、第

二百一回国会関係法第三七号)

天羽 隆君

菱沼 義久君

横田 修一君

印 鑰 智哉君

梶原 武君

高島委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

高島委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま

す。武部新君。

○武部委員

自由民主党の武部新です。

私は、我が党の種苗法改正に関する検討ワーキ

ングチームの座長をしております。植物新品種

の海外流出防止と保護の強化について取りまと

てまいりました。

本法案について、一部の生産現場あるいは消費

者の間に誤解も不安もあるようですので、委員

会の審議を通じて理解を深めていただければと思

います。

まず、種苗法改正の目的についてお聞きいたし

ます。今般の法改正の狙いは何でしょうか。誰の

ための法改正でしょうか。大臣にお聞きいたしま

す。

○野上国務大臣

今般の法改正の狙いは何か、誰

のための改正かというお問合せであります。優

良な植物新品種が海外に流出しまして輸出の機会

が失われましたのは、現在の種苗法が国内におけ

る権利保護を想定しておりまして、登録品種で

あっても海外への持ち出しをとめることができな

いこと、また、しっかりと守るべき知的財産の管理

がこれまで緩過ぎたことによるものと考えており

ます。

こうした反省に立ちまして、今回、種苗法を改

水産省食料産業局長太田豊彦君、生産局長水田正

和君、経営局長光吉一君、政策統括官天羽隆君及

び農林水産技術会議事務局長菱沼義久君の出席を

求め、説明を聴取したいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

高島委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

高島委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま

す。武部新君。

○武部委員

自由民主党の武部新です。

私は、我が党の種苗法改正に関する検討ワーキ

ングチームの座長をしております。植物新品種

の海外流出防止と保護の強化について取りまと

てまいりました。

本法案について、一部の生産現場あるいは消費

者の間に誤解も不安もあるようですので、委員

会の審議を通じて理解を深めていただければと思

います。

まず、種苗法改正の目的についてお聞きいたし

ます。今般の法改正の狙いは何でしょうか。誰の

ための法改正でしょうか。大臣にお聞きいたしま

す。

○野上国務大臣

今般の法改正の狙いは何か、誰

のための改正かというお問合せであります。優

良な植物新品種が海外に流出しまして輸出の機会

が失われましたのは、現在の種苗法が国内におけ

る権利保護を想定しておりまして、登録品種で

あっても海外への持ち出しをとめることができな

いこと、また、しっかりと守るべき知的財産の管理

がこれまで緩過ぎたことによるものと考えており

ます。

こうした反省に立ちまして、今回、種苗法を改

正して、登録品種について出願時に国内利用限定

の利用条件を付せば海外持ち出しを制限できるこ

と、また、登録品種の自家増殖については育成者

権者の許諾に基づき行うことといった措置を講ず

るものであります。

この改正は、日本の強みである植物新品種の知

的財産を守って、産地形成を後押しして、地域の

農業の活性化に資するものであり、まさに農業者

のための法改正であるというふうに考えておりま

す。

○武部委員

今大臣のお話にあったとおり、現行

法でも品種登録制度はあるんですが、国内での利

用を想定してまして、海外への持ち出しの制限

ができない、そういう課題があります。例えば

シャインマスカットなどは我が国で開発された優

良な品種ですけれども、これらの品種が海外に流

出して我が国の農業に大きな影響を与えているの

は間違いございません。

そこで、海外流出を防止するには海外での品種

登録しか手がないんだ、法改正など必要がないと

いう意見もあるようでございます。しかし、そも

そも登録品種の種苗を国外に持ち出さないように

することが重要であると考えます。農林水産省の

所見を伺いたいと思います。

○太田政府参考人

お答えいたします。

現行の種苗法では購入した種苗の海外持ち出し

を防止できないため、海外での無断栽培を防ぐた

めには外国での品種登録しかないということは一

事実はございます。

しかしながら、海外においては特に、侵害者が

証拠の隠蔽あるいは侵害のターゲットとなる品種

の切りかえを行うことによりまして、対応がイタ

チこつこになるということが想定されます。また、

侵害が発覚した段階では、既に現地で産地化

され、収穫物が出回ってしまいい、多額の損害が発

生してしまっているということも考えられます。

当然、海外で品種登録をすることが重要でござい
ますけれども、あわせて、購入した種苗の海外
持ち出しを防止することができない現行種苗法の
規定を改正いたしまして、海外持ち出しを制限で
きるようにすることで、そもそも持ち出しをされ
ないようにすることも極めて重要であると考えて
おります。

なお、法改正をしても、万一海外に持ち出され
てしまった場合には、その国での栽培や流通を差
し止めなければならぬことは変わりはありません
ので、予算支援での他国での品種登録というこ
とにつきましては引き続き進めてまいりたいと考
えております。

○武部委員 ありがとうございます。

持ち出さないようにするためには、やはり実効
性を持たなきゃならないんだと思います。法改正
によって、育成権者が輸出先国あるいは栽培地域
の指定や制限をできることとなります。これまで
は、権利侵害があっても立証するのは大変難し
かったんです。といいますのも、品種登録をした
ときの現物と比較することが求められていたから
です。

そこで、今回の法改正によって、育成権者の権
利の実効性を確保する上で、特性表の活用、これ
による効果をどのように考えていますか。

○葉梨副大臣 座長としてお取りまとめいただき
まして、大変ありがとうございます。

今御質問にございましたとおり、登録当時の種
苗、これを保管して、長いものとすると二十年以上
になります。それを育てて比較するという形で
しか侵害を立証することが現在ではないわけな
いんですけれども、現在の品種登録制度のもとに
おいても、大きさ、色などの外形の特性、それ
から病害特性、耐暑性といった生理的な性質、
これを五十項目、百項目で記載した特性表とい
うのを既に作成して審査しています。

今回、侵害が疑われる品種をその特性表と比較
できるように措置いたしましたので、これを活用

しての侵害立証ができるということで、育成者権
の実効性を確保することができるようではないかと
いうふうに考えています。

○武部委員 ありがとうございます。訴訟になっ
たときに、育成権者が裁判でこの特性表を用い
ることによって、容易に権利を主張することがで
きるようになると思います。

先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、今回
の法改正で不安があったり誤解があったりする方
がいられます。これについては一つ一つやはり
しっかりと説明する責任があると思いますが、そ
の多くの懸念、誤解の一つが自家増殖です。自家
増殖は一律禁止になるんだというような誤解が多
く見られます。

改めて、登録品種の自家増殖を許諾制にする趣
旨、及び一律禁止になるわけではないんだとい
うことを大臣から御説明いただければと思いま
す。

○野上国務大臣 今、自家増殖についての御質問
がありました。今回の改正によって登録品種の
自家増殖につきましては育成者権者の許諾を必要
とするということとしております。一般品種の自家増
殖というのは自由であります。また、登録品種に
ついても許諾を得れば自家増殖ができるため、自
家増殖が一律禁止になるということはありません。

現行法におきましても自家増殖された登録品種
の種苗を海外に持ち出すことは育成者権の侵害に
なりますが、登録品種の増殖実態の把握ですとか
疑わしい増殖の差止め、あるいは刑事罰の適用や
損害賠償に必要な故意や過失の証明が困難なこと
から、海外持ち出しの抑止が困難となっております。

また、法改正によりまして、育成者権者が海外
持ち出し不可の条件を付した場合に正規に販売さ
れた種苗の持ち出しができなくなる結果、農業者
個人の増殖種苗が今度は狙われることが懸念をさ
れるわけでありまして、このため、登録品種の
自家増殖については育成者権者の許諾を必要とす

るということにいたしましたのであります。

○武部委員 ありがとうございます。

大臣もおっしゃったとおり、一般品種は許諾の
対象にならないので、これまでと変わりがませ
ん。それから、登録品種の割合ですけれども、お米で
いえば一七％、果物、野菜については数％から一
〇％程度です。ということは、ほとんどが一般品
種になります。ですから、一般品種は許諾の対象
になりませんので、安心して自家増殖についても
行うことができるということを理解していただき
たいと思います。

もう一つの大きな懸念は、生産現場の負担がふ
えるのではないかとということです。生産コストが
上がった事務手続が煩雑になるのではないかと、そ
ういう不安の声があります。

今般の法改正によって、許諾料、これが高騰す
るのではないかと不安の声が事業者の間にあ
りますけれども、自家増殖の許諾料についてはど
のように設定されるべきとお考えですか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

育成者権は知的財産権でありますので、自家増
殖の許諾料をどのように設定するのにかつしまし
ては、各育成者権者の判断により行うこととな
ります。

しかしながら、農研機構や都道府県は種苗を普
及することを目的として品種を開発しており、農
業者から営農の支障となるような高額な許諾料を
徴収することは通常はありません。また、民間の
育成会社も農研機構や都道府県の許諾料の水準を
見ており、著しく高額な許諾料となることは考え
にくい状況でございまして。

○武部委員 いずれにしましても、まだまだいろ
いろな不安が消費者の皆さんにも生産現場にもあ
るんだと思います。現場の懸念を払拭するように
丁寧に説明していただいて、周知徹底を図ってい
ただくようにお願いしたいと思っております。

政府は、二〇三〇年までに農林水産物それから
食料の輸出を五兆円にするという目標を掲げてい
ます。種苗法においても、この改正によって育成

権者が輸出先国や栽培地域の指定制限を実効的に
行うことができれば、日本の誇る優良な新品種の
海外展開やブランド戦略にも大きな効果が期待で
きると思います。輸出を進めていく上でも、知的
財産権を守っていくということは非常に大事なこ
とだということに思います。

例えばなんですけれども、長野県は、リンゴの
県育成品種でありますシナノゴールド、これにつ
いて海外とライセンス契約を結んでいます。ライ
センス契約を結ぶことによって、ライセンス料を
いただいたりしているんですけれども、農産物の
ライセンスビジネスが拡大していく可能性もある
んだと思います。

その上で、輸出防止の観点も大事でありますけ
れども、我が国の農産物を安心して輸出していく
という観点からも、海外での品種登録を一層推進
していくべきだと考えますが、農林水産省の所見
を伺います。

○葉梨副大臣 武部先生御指摘のとおり、今回の
種苗法の改正とあわせて、やはり、優良品種の海
外流出防止のためには海外での栽培や流通差止め
を行う、そのためには外国での品種登録というの
が必要だと思っております。

平成二十八年からなんですけれども、植物品種
等海外流出防止総合対策事業というのを、今年度
の予算でも予算化していただいておりますが、
今年九月末までに二百九十五品種の海外出願を支
援、それから八十五品種を登録させていただいて
います。海外において侵害を監視して実効的に対抗
措置をとる、そのためには、個々の育成権者だけ
ではなかなか困難でございまして、今年度予算
において海外における権利行使を一元的に支援す
る体制の構築を行っておるところです。

これらの対策を通じて、我が国の誇る新品種を
海外でもしっかりと守って、輸出促進などにつな
げていきたいと思っております。

○武部委員 ありがとうございます。

改めて、優良な品種の開発というのは農研機構
や都道府県が今一生懸命やっていたいただい

し、重要な役割を担っていただいています。しっかりと彼らに品種開発を行っていただけるように、研究開発予算の充実はしっかりとやっていかなくやらないんだと思います。

開発をしっかりと進めること、この新しい種苗法の改正によって育成品種の海外流出を防ぐこと、海外でもしっかりと登録していただくこと、それから、海外の、特にアジアの国々についても、UPOV条約について批准していただくことを我々はちゃんと国にお願いしていかなくやらないというところ、あわせて申し上げておきたいと思えます。

最後の質問になります。
これもよく、種子法を廃止したときに多くの不安がございました。種子法が廃止されまして、同法に基づいて都道府県が実施していた稲、麦、大豆、この種子の供給にかかわる事務は今後も重要だと考えます。

種苗法改正を機に、国としても、事務次官通知を見直して、この位置づけを明確にすべきではないかと考えます。今もしっかりと予算は確保していただいているんですけれども、この位置づけをまた改めてしっかりと位置づけということが大事だと思いますが、農林水産省の見解を伺いたいと思います。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。

主要農作物種子法でございますが、昭和二十七年に、戦後の食料増産という国家的要請を背景に、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産、普及を進めるために制定され、食料増産に貢献するところ大であったというふうに考えてございます。

しかし、その後、お米の供給不足の解消や食生活の変化に伴う需要の減少など、状況の変化が起きた後も法により全ての都道府県に一律に種子供給を義務づけてきたわけでございまして、いわゆるブランド米の種子につきましては多くの都道府県により力を入れて供給が行われる一方で、需要が高まってきている中食、外食用途に適した多収品種などの種子の供給につきましては十分に取

組めていない、さらには、民間の品種が参入しにくいなどの課題が生じてきておりました。

このため、種子法により全ての都道府県に対し一律に義務づけるというやり方を廃止いたしました。都道府県の力に加えて、民間事業者の力も生かした種子の供給体制を構築することとしたところでございます。

平成三十年の法の廃止後も、県で継続していただいております種子供給業務につきましては、農林水産省といたしましても先生御指摘のとおり重要であるというふうに認識をしておるところでございます。

先生御指摘の通知につきましては、種子法廃止後の都道府県の役割などについて規定を置いておるものでございますが、現在御審議をいただいておりますこの種苗法が改正されれば、その施行に当たり、必要に応じ、本通知につきましても所要の改正を検討していきたいと考えております。

○武部委員 改めて、種苗法の改正、これは、日本の誇る優良な品種を海外に流出させないこと、そして、しっかりとこれを守って、日本の農林水産物の輸出を更に促進していくためにも必要な法改正だと思っておりますので、しっかりと審議していただいて、この法案を成立していただきましますようによろしくお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、細田健一君。

○細田(健)委員 先生方、おはようございます。新潟の細田健一でございます。

質問の機会をいただきましたことを、高島委員長を始め理事の先生方に改めて心から御礼を申し上げます。

同僚の武部委員の質疑に引き続いて、種苗法について質問させていただきます。

まず、この法律が通過すると農家の負担が増すんじゃないか、農家が過大な負担を強いられるんじゃないかという心配が提起されています。私も大変に心配しています。

ただ、まずここで強調したいのは、この法律の

対象となり、新たな規制の対象になるのは、一般品種と言われている在来型の、古くからある、幅広く栽培されている品種ではなく、いわゆる登録品種というもののに限っているわけでございまして、登録品種以外の品種、一般品種についてはこの法律の施行後も全く取扱いが変わらない、新たな規制の対象になることはないということをまず農林水産省に確認したいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。
種苗法の対象となりますのは、新たに開発され、登録された品種のみでございます。このような登録品種以外の一般品種につきましては、先生御指摘のとおり、種苗法の対象ではないため、今般の法改正後も全く取扱いが変わりません。

また、自家増殖につきましても、一般品種を用いる場合には育成者権者の許諾も許諾料も必要はなく、このことは今般の法改正後も変わりありません。

○細田(健)委員 ありがとうございます。一般品種は全く規制の対象にならないわけです。

そうしますと、一般品種、そして登録品種は何かという疑問が生じるわけでございましてけれども、今お手元に資料を一枚配付をさせていただきます。これは新潟県の例でございまして、新潟県で主に栽培されている品種について、何が一般品種で何が登録品種であるかということを整理をしたものでございます。これは農林水産省と県にお願いをして作成していただきました。

これをあらんになつていただきましたと、すぐわかると思うんですが、例えばコシヒカリでありますお米でいいますと、例えばコシヒカリでありますとか越路早生、あるいは幅広く栽培されている酒米の五百万石、こういうのが一般品種であつて、全く規制の対象にならないわけですね。あるいは、イチゴであれば越後姫ですね、私の後援会の会長さんでイチゴ農家の方がいらして、本当に大玉な甘口のイチゴを栽培していただいていますけれども、これも対象にならない。あるいは、果実もいろいろありますけれども、私の選挙区で栽培され

ている梨であれば、例えば新高という品種、これも全く規制の対象にならないわけでございます。

これは実は、法律を作成する過程において党の農林部会で私の方から問題提起をいたしまして、新潟県だけではなく全県、全県でこういう表をつくっております。全ての県についてこういう表をつくっていただいて、農林水産省のホームページに掲載されていまして、全県分を見られるようになっております。

ですから、農林水産省の先生方、これをぜひあらんになつていただいて御説明などに使っていただきたいと思いますし、また、この表を作成するに当たって各県の担当の方に本当に多大なる御協力をいただいておりますけれども、改めて感謝を申し上げます。

これは非常におもしろいです。各県ごとになつていきますから、お国自慢もできますし、また、いろいろ私も幾つかの県を拝見しましたけれども、非常におもしろいですね。各県の農業事情というのがかいま見えて、大変興味深い資料になつております。

さらに、余談ながら、農林水産省の種苗法のホームページ、一番最初に江藤前農水大臣が、なぜ種苗法の改正が必要かという動画が掲載されていますけれども、これも非常に秀逸な動画だと思えますので、ぜひあらんになつていただきたいと思っております。

規制の対象になるのは登録品種、表の右側にあるものだけなんですけれども、この登録品種について、一般的に、種を輸入して作物をつくつてそのまま市場に流す、こういう場合は新たな手続上の追加負担はない。一般的に、種を買って、それを栽培して育て、それをそのまま市場に出すという場合は新たな手続的な負担はないです。また、種のお金についてもそれほど大きな変化はないというふうに考えられていると思えますけれども、これについての農水省の見解をよろしく願います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案の前提といたしまして、農家が、費用面、手続面でどのような負担が生ずるのか、農家の、種を買って、それを使用しているということについてどのような状況になっているかということ、ごさいますけれども、一般的な種につきましては、農研機構や都道府県が普及することを目的として品種を開発しておりますので、現時点で高額な許諾料を徴収するといった状況にはなっておりません。また、民間の種苗会社も農研機構や都道府県の許諾料の水準を見ておりますので、著しく高額な許諾料となっているということにはなっていないところでございます。

それらを踏まえた上で現在の種苗の価格というのが形成されて、農家が購入をして、その購入をした農家が栽培をして生産物を販売するといった状況になっております。

○細田(健)委員 済みません、まず、農水省、しっかりとくださいね。私が出した問いの五以外は全て基本的には政府参考人に対応していただくということになっているはずですから、そこをきちんとまず整理してください。

もう一度聞きます。

登録品種であっても、種を購入してそのまま栽培して、その全量を例えば市場に出す、要するに自家増殖しない場合ですね。種を購入して栽培して、成果物を全て市場に出すという場合は新たな手続等々は必要ないということでしょうか、そうですね。しっかりと確認してください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

許諾といった手続も許諾料も必要ございません。

○細田(健)委員 ありがとうございます。そうですね。ですから、登録品種で自家増殖する場合に限って新たな規制の対象になるということを改めて確認しておきたいと思えます。

それでは、先ほどちょっと先に一部お答えがあったんですが、この登録品種を自家増殖している事例あるいは割合、これは現在どれくらいあると考えておられるでしょうか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年に、都道府県を通じて、登録品種の自家増殖の事例を把握するために調査を行いました。その結果、自家増殖を行っている農家というのはほとんどいませんでした。登録品種について、五品種以上の自家増殖が把握できた事例というのは稲、イチゴ、果樹の三作目であり、主な品種としては、稲はミルキープリンセス、にこまるなど、イチゴはさがほのかなど、果樹はシャインマスカット、あきづきなどといった状況になっておりました。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

今のお答えで明確になったと思えますけれども、要するに、その方向、今、農業も分業が進んでいて、結局、いわゆる種を栽培する専門の農家と、それ以外の一般の農家といえますか、種を買ってきて、それをきちんとつくって市場に流す農家というのはある種の分業が進んでいて、後者の、種を購入して作物を育てて、それを市場に出すという農家、これが数でいうと圧倒的多数だと思えますけれども、この農家についても法律が成立した後も新たな手続、規制の対象にはならないわけでございます。ですから、規制の対象になるのは種をつくっている農家に限られるということですね。この点も確認しておきたいと思えます。

先ほど武部委員からもお話がありましたけれども、法施行後は種をつくっている農家については許諾をとる必要が出てくるわけでございますけれども、許諾については、できるだけ現場が混乱しないように種々きちんと配慮をすべきだと考えておりますけれども、具体的にどのような配慮を行っていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○太田政府参考人 お答えいたします。

許諾の手続につきましては、御質問でございます。許諾の手続につきましては、法改正後、許諾の手続が負担とならないように、団体等がまとめて

許諾を受けることが可能となっております。

農林水産省におきましては、個人の農業者が許諾を得る場合でも簡単に手続できるように、許諾契約のひな形を示してまいりたいというふうに考えております。

以上のような考え方につきましては、引き続き現場の農業者に対して丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○細田(健)委員 ありがとうございます。新たな負担が課される農業者、種をつくっている農業者の方がスムーズに新しい制度に対応できるように、ぜひ十分な御配慮をお願いしたいと思っております。

更にお伺いします。

今お話がありました、いわゆる種の育成権について、農研機構が開発した品種でございます。これは、済みません、新潟でございます、稲でございます、みずほの輝き、つきあかり、あきだわら、ゆきみのり、梨でございます、あきづき、秋麗です、あるいは桃だ、なつおとめといった、農研機構は頑張つて新しい品種を開発していただいているわけでございますけれども、農研機構を所管する農水省として、これは当然、新たな制度になったとしても、農研機構は公的な機関ですから、許諾料等々については農家の負担にならないように十分な配慮を行うべきだと思いますけれども、この点についてぜひ、きつちりと指導するということをおっしゃっていただければと思えます。

○池田大臣政務官 今委員がおっしゃられますように、農研機構は従前から、農業者へ負担をかけずに、すぐれた新品種を普及させることを基本的姿勢として品種を開発してきたところでございます。種苗法が改正されたとしても、この基本的姿勢を変えることなく、農業者の利用に支障がないような許諾料の運用を進めていくこととしております。

国から農研機構に対しましては、種苗の販売時に徴収している許諾料については法改正を理由と

して高くすることはございせんし、自家増殖を許諾制とした場合の許諾料については、許諾手続に必要な事務経費等について負担していただくことはあり得るものの、農業者にとりまして過度の負担とならないように指導してまいります。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

要は、日本の新しい品種というのは、農研機構を含め、あるいは各県で開発するものもございまして、基本的には公的機関が新たに開発したものが多くございまして、今お話があったように、法改正があつても許諾料等々が高騰するといったようなことは考えられせんし、また、そういうことがないようにきちんと農水省の方も目を光らせていただくことだと理解をいたしました。

それでは、最後にちょっと大臣にお伺いをしたいと思います。

私、農水政務官のころから、農業分野の知的財産保護は非常に重要な分野だと思つておりました。実際に、日本の農研機構を始め各県の試験場の方々には本当に大変な努力をされて、いい品種を育ててきていただいたわけでございますけれども、ただ、残念ながら、これが例えば各国に持ち出されて事実上日本の国益が毀損しているといったような事実があつたわけでございます、これは本当に何とかしなきゃならぬという強い思いがございました。

こういう問題意識の上で今回の種苗法の改正が行われたというふうに理解をしておりますけれども、特に、今、農水省の皆さんとお話をしていると、本当に頑張つてやっておられるので非常に心強いと思う一方で、やはりこの分野は、経済産業省は特許庁という現業の分野を持つておりますし、工業所有権の分野がございましたので、政府内の人的資本という意味で見ると、例えば経済産業省はやはりそれなりのプロがたくさんおりまして、知見においても、あるいは国際交渉の経験においても進んでいる面がございまして、ですから、例えば経済産業省と人事交流をやつ

ていただいて、人的資本の厚みを増していただくとか、それこそ本場にオール・ジャパンでぜひ取り組んでいただいて、この農業分野における知的財産保護政策というのを本場に強化して取り組んでいただきたいと思います。大臣の強い御決意をぜひお伺いしたいと思います。

○野上国務大臣 今お話がありましたとおり、優良な植物新品種、これは我が国の農業の強みでありますので、しっかりと保護をしていかなければならない。保護をしていくことによって、やはり品種開発の意欲も促進をしてまいりますし、よりよい品種の開発を通じて産地が形成される、地域農業も振興される、更に輸出にもつながっていくということだというふうに思っております。

農水省としては、今、予算事業によりまして海外における品種登録ですとか現地での侵害対応等の支援をしてまいりましたが、今般の種苗法改正の内容及び制度の活用方法ですとか、地理的表示保護制度、GIですとか商標などを組み合わせた効果的な知的財産の保護方法の周知徹底を図ってまいらなければならないと思っております。

そういう中で、このような知的財産権の農業現場での活用を推進するに当たっては、先生御指摘のとおり、特許庁の知見も欠かせないものであるというふうに思っております。人事交流も図っているところでありますが、今後とも、特許庁等と積極的に連携を図って、しっかりと知的財産を守ってまいりたいというふうに思います。

○細田(健)委員 ありがとうございます。ぜひ、本場にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、ちょっと時間がありませんので、最後に、申しわけないんですが、一点だけ地元の問題について質問をさせていただきます。

経営継続補助金について、一次募集の採択案件が公表されているわけですが、今のところ、原則として二〇二〇年五月十四日から十二月三十一日までに出資されたものに限りまうということになつて

おります。ただ、一方で、採択案件の公表がややおくれたというようなこともありまして、地元からは、いろいろな対象機器を購入しようとしても、会社に聞いても納期が間に合わないとかいうような声が上がっております。この補助対象期間の終期を後ろ倒しにさせていただきたいという強い要望が寄せられております。

この点についてはぜひ柔軟に対応していただきたいと思ひますし、また、今二次募集をやっていると思ひますけれども、二次募集のスケジュールについてもできるだけ、一次募集の採択の公表がちょっとおくれたということもありますので、ぜひ採択時期等はあらかじめ明確にさせていただいた上で募集、採択を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○光吉政府参考人 答えたいします。

経営継続補助金の第一回公募で採択された農林漁業者の方々には、委員がおつしやるように、本年十二月末までに機械等を購入し、そして支払いを終えていただいていた、この期限内に事業完了ができるようにしていただくことが基本となります。しかしながら、これも委員が御指摘されたように、機械の納品が間に合わないといったお声もお聞きしていることから、こうしたやむを得ない御事情がある場合には、令和三年の二月末までの延長を可能としたところでございます。

また、今後、事業完了の見通しの調査を行うなど、現場の実態を丁寧に把握をしてまいりたいと思ひます。そして、機械メーカーなどに対しても、円滑な供給に向けた協力要請をしたいというふうに考えております。

第二回公募を今行っているところでございますけれども、これにつきましても、補助金の事務局におきまして速やかに審査、採択の手続が行われるよう、国としても取り組んでまいりたいと思ひております。

○細田(健)委員 柔軟に対応いただけるという理解をいたしました。本場にありがとうございます。

す。終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。

今日は種苗法につきまして質問させていただきます。本日は種苗法、第二百一回通常国会で提出された後に、その通常国会では審議できずで、今回、この臨時国会での質疑が行えるということとなりました。

この間、どういう世の中の反響があったかという、当時、通常国会で質疑を行おうかと言っていたところに、社会的な反響としても、反響という意味では、反対のお声が多々私の事務所にも届いていたという状況でございます。

ところが、農水省やさまざまな方々の努力もあって、その誤解が解けてきたのかどうかはわかりませんが、徐々にはこの種苗法改正の本質というものが伝わっていったのかどうか、私の事務所にも連絡が来るような内容も少し変容してきたところがございます。当時は反対反対ということとで連絡が来ておつたものの、これが慎重審議を求めるというふうな内容に変わってきたというふうにも実感しております。

ただ、そうはいっても、非常に多くのファクスや電話、そうしたものをいただいております。世間的な関心もあるのかなというふうに思っております。私、この点について非常に大きな誤解があったということを実感しております。そうきょうは丁寧に質問をしたいというふうに思っております。

今回の種苗法改正につきましては、栽培を行う農業者の皆様にとつてどのような影響があるのかは私は重要だと思っております。これは、一般品種の場合と登録品種の場合、そして、大半の農業者は種苗というものを購入して、その上で栽培されておるところでございますけれども、種苗を購入している場合と自家増殖している場合とで、ど

ういったところが変わって、どういったところが変わらないのか。農業者の皆様が誤解に基づく内容によって不安を覚えていらっしゃるから安心していただけるように、ぜひともこれを大臣の方から御答弁いただきたいと思います。

○野上国務大臣 まず、今回の種苗法改正であります。日本の強みである植物新品種の流出を防止することによって日本の輸出競争力を確保する、また、保護を通じて知的財産を守って、産地形成を後押しする、そして地域の農業の活性化に資するものでありますので、農業者のための改正だというふうに考えております。

自家増殖を許諾制にすることについては、在来種も含めて品種登録されていない一般品種を利用している場合は、この法改正による影響は全くありません。また、登録品種を利用している場合であっても、ブランド化等を図る産地で種苗を購入して栽培している農業者への影響もありません。特に、米などのブランド化を目指す新品種につきましては、品質管理の観点から既に、種苗を購入することが求められ、自家増殖が行われていない実態があります。

なお、一部の果樹等では登録品種を自家増殖されている方もいらっしゃいますが、海外に流出することによる産地の損失も大きくなることが懸念をされますので、法改正後は許諾に基づいて自家増殖をしていただくことが必要であると考えております。

いずれにしても、このことについてしっかりと周知を進めて、優良な品種を守る取組が進むということを期待しております。

○濱村委員 ありがとうございます。

一般品種については全く影響ないということ、そしてまた登録品種についても自家増殖するに当たっては許諾が必要ということでございますけれども、そうした事実に基づいてしっかりと今後農業者の皆さんが生産活動をしていける、こういう法案であろうと思っておりますし、そもそも種苗における知的財産権をしっかりと管理していこう

ということ、それが今までなされていなかったこと、そしてその結果国外に流出してしまつていたこと、こうしたところを防止しようというためにやっているわけでございます。

海外との関係でいいますと、少しUPOV条約についても触れておきたいと思うんですが、植物新品種保護国際条約ということでございますが、これは、新しく育成された植物品種を各国が共通の基本原則に従つて保護することににより、すぐれた品種の開発、流通を促進し、もつて農業の発展に寄与することを目的としているというふうに認識しております。新品種の保護の条件とか権利の効力、最低限の保護期間、内国民待遇等の基本的原則を定めておられます。

育成者権者が登録品種の種苗を譲渡し、その種苗を海外に持ち出しますと、加盟国に対しては育成者権が及びませんし、非加盟国には育成者権が及びないことになるんですが、そういうことになりまして加盟国に対して登録品種の流出をとめることはできないと考えますが、正しいのかどうか。そしてまた、種苗法改正によつて登録品種の流出にどのような効果が期待できるのか。局長に確認します。

○太田政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現行種苗法第二十一条第四項という規定がございます。譲渡された登録品種の種苗には育成者権が及ばなくなることとされているという規定がございます。それは、譲渡された種苗であっても、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国、すなわちUPOV非加盟国については種苗を輸出する行為について育成者権が及ぶということになっております。すなわち、これ以外の国、UPOV加盟国につきましては登録品種の種苗を購入した場合に育成者権が及ばなくなるために、UPOV加盟国に持ち出す行為に制限がかからず、流出をとめることができないということになっております。

今回の改正におきましては、育成者権者が出願時に輸出制限を付す旨の届出することによりま

して、全ての国に対して登録品種を輸出する行為には育成者権を及ぼすことができるようにすることとしておりまして、持ち出しに制限がかかることから、流出防止に大きな効果が期待できると考えております。

なお、UPOV条約では育成者権者の意思により登録品種の海外持ち出しを制限するということが認められておりまして、今回の改正案はUPOV条約と整合すると考えております。

○濱村委員 輸出制限をしつかりしていきながら、大事なことは海外で権利行使ができるかどうかということだと思っております。海外での品種登録も非常に重要でございますので、しっかりと支援をしていっていただきたいというふうに思います。

もう一点、誤解の一つとして、自家増殖一律禁止というキーワードが非常に多く、インターネット上、あるいは私の事務所にたくさん来るフアックス等でも記載されておりました。自家採種というような言葉も多かったわけですが、これは大きな誤解だというふうに私は考えております。正しくは、登録品種の自家増殖は許諾に基づいて可能だということでございます。

許諾を得ることが農業者にとつて費用、手続で過剰な負担となると、結果、自家増殖ができないじゃないかという御主張をされる方々もおられるわけでございますけれども、私はそういうことがないというふうに願っておりますし、そのようなことにならないというふうに考えておりますが、いかがでございますでしょうか。局長に伺います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、自家増殖につきましては、一般品種を用いる場合には許諾も許諾料も必要はありません。また、登録品種を用いる場合にも、育成者権者から許諾を得れば自家増殖を行うことは可能でございます。

この許諾料につきましては、まず、農研機構や都道府県につきましては普及することを目的として品種を開発しておりますので、農業者から営農

の支障となるような高額の許諾料を徴収するということとは通常ありません。また、民間の種苗会社も農研機構や都道府県の許諾料の水準を見ており、著しく高額な許諾料となることは考えにくいと思っております。

また、許諾の手続が負担とならないように、JAなど団体等がまとめて許諾を受けることが可能となっております。さらに、個人の農業者が許諾を得る場合でも、簡単に手続ができるように、許諾契約のひな形を示してまいります。

○濱村委員 自家増殖と増殖の違いについても触れておきたいと思ひます。

例えば、イチゴとかカンショ、バレイショ、あるいは果樹、ミカンとかリンゴとかブドウとか、そういったものでございますけれども、こうしたものの栽培の過程においては、どうしても増殖という行為が必要ということになっております。増殖してから栽培して収穫する、そうしたプロセスを経るようなものとの自家増殖という境目がなかなか判然としなかったということで、私も当初混乱したところもあったんですけれども。

これらの増殖と自家増殖、この二つについては収穫物をとるかどうかで区別されるというふうに思っておりますけれども、登録品種の場合は許諾と法改正後でどのように変わるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○太田政府参考人 お答えいたします。

種苗法における自家増殖につきましては、農業者が種苗を用いて収穫物を生産し、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる、こういった行為でございます。

例えば、イチゴやサツマイモにつきましては、御指摘のとおり、農業者が原種苗や種芋を手に入れたしまして、農業者自身が種苗を必要数増殖した上で収穫物を生産しておりますけれども、これは自家増殖とはならない増殖行為ということでございます。

このため、農業者は増殖のための許諾が得られ

ている種苗を購入しているということが一般的でございます。このような場合、法改正後も農業者が新たな対応をとる必要はありません。

他方、果樹などでは、苗木を収穫物の生産前に種苗用に切断して苗木の材料あるいは高接ぎに使用するということは自家増殖とは認められない増殖となりますけれども、収穫物の出荷が開始された後に剪定した枝を種苗として利用する場合には、やはり自家増殖ということになります。

果樹では、海外に流出することによる産地の損失も大きくなることが懸念されますので、法改正後は許諾に基づいて自家増殖していただく必要があります。このことにつきましては、今後、現場に丁寧な周知を進めてまいります。

○濱村委員 これはしっかりと分けた上で、この考え方もしっかりと整理して、農業者の皆さんに伝えることを願っております。

続いて、特性表について伺いたいと思ひますが、新品種として登録するという行為自体は、開発の経緯の調査と、既存の品種と違うという区別性、均一性あるいは世代間均一性が担保されなければならぬというふうに認識しております。こうしたところをクリアして、登録要件を満たして初めて品種登録されて、育成者権が発生するということとなるわけでございます。

この育成者権を活用できる環境整備も非常に重要でございます。法第三十五条の二で、品種登録簿に記載された特性、いわゆる特性表でございまして、と被疑侵害品種の特性を比較することと両者の特性が同一であることを推定する制度が創設されて、これによって、苦勞して新しい品種を登録することができた育成者権者が他者からの侵害を立証しやすくなるといったメリットが生じるわけでございます。

これがありますとどういった影響があるのかというのが重要でございますが、私はこれは、どちらかというと開発力の弱いような農業者が育成者権者になったとしてもその知的財産の保護は十分に可能となるというふうに考えておるわけござい

ますが、農水省の所見を伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現行の種苗法のもとでは、育成者権の侵害を立証するには、品種登録がされた当時の登録品種の種苗を長い場合は二十年以上も保存しておき、この種苗と侵害が疑われる品種の種苗を実際に栽培をして比べることしか方法がなく、オリジナルの種苗が失われたり経年変化により変質した場合に育成者権の適正な保護が難しいという課題がございます。

一方で、品種登録制度では、出願された品種と類似する既存品種の比較栽培を行った上で、植物種類ごとにそれぞれ五十から百項目程度の、大きさや色といった外形的な性質や、病害特性や耐暑性といった生理的な性質を記録した特性表を作成し、審査を行っております。

今回の法改正では、侵害が疑われる品種をこの特性表と比較できるように措置するとともに、あわせて農林水産大臣がこの比較を行い、育成者権が及ぶ品種かどうかを判定することができると制度を措置しております。これによりまして、必ずしも品種登録時の種苗を長期間保存しておくというような資金力のない個人育種家あるいは農業者が育成者権者となった場合であっても権利行使がしやすくなり、新品種の保護の実効性が上がるといように考えております。

○濱村委員 そうした意味においては、比較的資金力に乏しいような方々でも十分に守られるということでございます。

最後の質問にしたいと思いますが、法第二十一条の二、一項二号で、育成者権の効力が及ばない範囲の特例として、出願品種の産地を形成しようとする場合が規定されております。これはどういった取組を支援するための規定なのか、伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現行の種苗法第二十一条第四項では、譲渡された登録品種の種苗には育成者権が及ばないとされておりまして、都道府県が地域農業を振興するた

めに開発した品種であっても、他県の農業者の手に渡り、意図しない地域で栽培されたときに育成者権者はこれを制限することはできないところでございます。このため、せっかく開発した都道府県ブランド品種であるにもかかわらず、品質管理が行き届かない地域で栽培され、産地化、ブランド化の取組の支障となってしまうおそれがあります。

そこで、今般の改正ではこういったブランド品種の指定地域以外での栽培が制限できるようにすることとしたしまして、それは都道府県の産地化、ブランド化の取組の後押しとなり、また都道府県による品種開発意欲を高める、こういったものであると考えております。

○濱村委員 もう時間ですので質問を終わります。私もこの種苗法改正に当たって、私は地元が兵庫県でございますので、山田錦の育成者の方にお話を聞きました。種苗法をぜひやってください。その上で言われたのが、山田錦も兵庫県産だったからまだ品質は割とそれなりのレベルを保てるが、県外に出ていったものが保てないんだというような話もございました。そうした取組も、産地形成の取組でしっかりと品質を担保できるということで、非常に重要な取組だと思っております。

私はこの種苗法をぜひとも速やかに改正するべきだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、篠原孝君。

○篠原孝委員 おはようございます。篠原でございます。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

濱村さんは、どうしても改正が必要だと。私も、その点では全く一緒でございます。どういったところが一緒かというと、海外に流出するのを防ぐという点では誰も反対する人はいません。しかし、しかしですよ、そっちはいいんですけど、そのために何をするかというのを、そのと

ころが相当おかしいんじゃないかと思えます。まず、いつも出てくるんですけど、いろいろな資料にも出てきます、海外に流出していると。サクランボ、紅秀峰ですが、それがオーストラリアに渡った、だから自家増殖を禁止しなくちゃいけないんだと。こればかり出てくるんですね。こればかりだといけないので、シャインマスカットとかなんとか、いっぱい出てきますけれどもね。

海外流出の原因が登録品種の自家増殖を認めていることにあるのかどうかです。こんなことはないと思うんですが、この点、大臣、いかがでしょうか。ほかにあるんですか。この一つをもつて、一罰百戒で、目のかたきにして、これだけを攻撃して直すのは、これは絶対反対です、私は。いかがでしょうか。

○葉梨副大臣 紅秀峰の話ですけども、非常にこれは特殊なケースでございます。オーストラリアで産地化されて、それが日本に再輸出されそうになったということであつたものでございまして、

他国に日本の種苗が流出しているのではないかとこのように疑われる例というのはインターネット等々を見ても非常に多いわけでございます。事態を看過することはできないです。違法でないものを、実際に一例しかないじゃないかという点、じゃ、ほかの例は、どういふようなところからどういふふうに渡ったかとわかつていいるかといつたら、なかなかこれは、私は警察におりましたので、調査するというのは難しいんです。

ですから、そういった意味で、出口というか、出る口をとめていくということがやはり必要である。そして、海外流出のルートというのは市中で流通する種苗と農家の自家増殖と二つあるわけですから、それ、それ合理的な範囲で規制を行っていくということが、海外流出をとめる、やはりそういう道なんじゃないかというふうに思っています。

○篠原(孝)委員 難しいんですけど、これは、和牛の遺伝資源の保護法、これは楽ちんですよ、言っ

てみれば。冷凍保存しなくちゃならないので、そう簡単に海外に持ち出せないから、チェックできるんですよ。悪意があれば幾らでもできて、ポケットに種を突っ込んでいくだけでもいいです。輸出先で種をとって栽培しよう、そういうことが幾らでもできるわけです。

ですから、これは世界の常識ではどうしているかというと、農家のところにしつ寄せを寄せるんじゃないくて、やはり品種登録をして、そうして育成権者がちゃんと裁判を起こしてチェックしてということをしているんですよ。

それで、私は資料をお配りしてありますけれども、ちょっとページを打つのを忘れまして、済みませんけれども、四ページ目を見てください。ここに我が国の登録件数の推移があります。後でも出しますけれどもね。

まず、一番下。一番下に「外国育成」うち登録と書いてあります。外国の方が多いいんですよ。例えば、一番多いのは、平成二十九年、二〇一七年には、七百九十五のうち二百八十七、三六%が外国法人なんです。

日本が一体どれだけ外国で品種登録をしているかというのは、物すごく少ないんですよ。二〇二二年までに百件とかいって、どこかに数字が出ていましたよ。やはり、ちゃんと登録してちゃんと防ぐということをしていなくて、そのしわ寄せを農家にだけ寄せるというのは法体系として間違っていると思います。

いろいろなものがあるんですけど、いろいろなルートがある。ほかに考えられないのか。税関でチェックするとか、植物検疫というのは農林水産省の権限としてありますよ、そういったところでチェックするという。あらゆる手段があるはずなのに、違法な栽培が野放図になっている。それを日本の農家の、典型的な例ですと、角を矯めて牛を殺すというようなことをしているわけなんです。私は、これはやっではないことだと思えます。ほかにやることはいっぱいあるんです。これだけでやっているというのはおかしいんじゃない

いかと思いますけれどもね。

どうしてこんなふうになっているかというと、私は非常にこの一点はよくないと思っているんです。アベノミクスの農政改革で、農協法とか農業委員会法とか全中がどうのこうのとやってきまして、農業競争力基盤強化法と。何を書いてあるんだかわからない、変な論理でですけどね。だけれども、そこは農家を直接どうこうするというのではありませんでした。農協とか農業委員会の構成をどうこうというのは、そこはある程度目をつぶります。

しかし、農家や漁業者、漁民に手をつたみ始めた。二〇一八年の漁業法の改正がそうです。漁業権漁場、漁業権の。有効かつ適切に活用していなかったら漁業権を与えないとか、漁業をやったことのない人たちも漁業に参入できるとか、そういうふうになってきているんです。

今度はこれです。農家は、いろいろな農家がいま、ですけども、自分で種をつくって、そしてこれを来年につなげるというのは当然のことです。今問題になっている高収益作物次期作支援事業であるじゃない、次期作を支援するのが政府の役割ですよ。次期作を全然支援しないで、次期作のことを考えて種をとっちゃいけないというんだ。それはないと思うんですよ。ここがおかしいので。

この一点がこの法律の間違いなんです。規制緩和といいつつ、規制を少なくするといいつつ、農家には種とりをしてはいけないというのは、これ以上の規制がありますか。大矛盾なんです。だから僕はこれに反対で、一番バツターに、別に頼んだわけじゃないんですけどね。ぎやあぎやあ言つて、なのでやってくれということになって、やっているんですよ。だから、その声に応えなければいけません。この一点が問題なんです。よく考えていただきたいと思えます。

例えば、言いますと、ちよつと宣伝させていたできます。細田さんも新潟のことを言っておられましたしね。

信州りんご三兄弟というのがあつたんです。秋映、これは私の地元中の地元、中野市のリンゴ農家、個人的にも知っている人です、小田切さんという方が育種をされたんです。その後、長野県の農業試験場、シナノゴールドとシナノスイートとあるんですよ。農家も入っている。農家も実は大事な育成者なんです。その芽を摘むことになるんですよ。だから、これは絶対にやめていただきたい。

ほかにも、これまた地元の中で恐縮ですけども、京菜ですね、京都のお菜が、菜っぱがあちこち行く。遺伝学者とか、学者によると、それが広島気候風土に合つて、そして特産物になったのがタカナだ。そして、長野の寒いところ、雪深いところに行つて、私のところの隣の隣、私の選挙区ですよ、野沢菜になつておる。誰がやったのか。企業とかそんなのじゃないですよ。農家が地道に、いい種を、その気候風土に合わせて育成していったんです。

登録品種だ、いや登録品種じゃないと言つていますけれども、登録品種がだんだんふえていくと、種のところに、これは登録品種にした、これは非登録品種なんて書いてあるんですか。そんなことに一々おどおどしながら農家は種の選別をしたり育種をするんですか。そんなことをさせちゃいけないと思えますよ。そこを問題にしているんです。

自家採種は大事な農民の権利なんです。漁業者がずっとやってきた海で、地先の海で漁業をやるのも漁民の権利です。それをほかの人に渡すということをし始めた。僕はこれは絶対許せない。組織的に、さっき言いましたけれども、農業委員会とか農協とか、そこをいじくるのはまあいいですよ、それだつてそんなにしなくたっていいんですけれども、そうするんだつたらそれでいいんですよ。農家がやることを、漁業者がやることを、これをやっちゃいけないと、やらせないというのは、私ははやつてはいけないことだと思つていいます。

次ですけれども、登録品種が少ないから大丈夫だというのはよく言いわけで聞かされるんです。しかし、こんなのは簡単に打ち砕かれると思うんです。米で今一六%だと言つていますが、優良品種ですと、反対している人たちは、半分以上はもう登録品種だと言っている人もいます。特に地域特産物とか、その地域の特産物は、大半が登録品種になつていくものが多いんだと思えます。地理的表示、GIで守るというのは、それはそれでいいでしょう。しかし、ほかの地域でつくつていけないというのは、品種改良をしてはいけないというのはアウトです。

なぜかという、生物多様性条約があります。さっき言いました、片やタカナになり、片や野沢菜になる、そういう道を閉ざしてはいけないんですよ。自由によらせておくのが一番いいんですよ。そういう点では、変な規制がない方がいいという正論は正しいんです。

私は、十年後、二十年後に登録品種が半分以上になつていこうと思つています。そして、農家の経営を圧迫すると思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

〇池田大臣政務官 委員は専門的な見地から御意見を述べられましたけれども、農家による品種開発というものは、御承知のように、種苗法上も、新たな品種の開発を目的とした品種の利用については育成者権の効力が及ばないということとされております。

また、一般の法改正は、新品種の保護を充実させることで、個人育種家も含めて品種開発のインセンティブを高めて品種の開発を促すものであり、農業の発展の支障とはならないと考えております。

そして、自由に使えます一般品種の選択肢もある中で登録品種の利用がふえることは、すぐれた新品種が農家に選択され、普及が進んでいることを意味するものと考えられ、生産性の向上や付加価値の向上などが期待できることから、決して悪いことではないというふうに考えております。

以上でございます。

〇篠原(孝)委員 池田政務官の答弁の中で、正しいものがあるんですね。登録品種でもつてきちんと品質を安定させていくという点、これは正しいことだと思えます。だから、主要農作物種子法でもつて米、麦、大豆等についてはそれを堅持していったんです。そうじゃないと、変な種で、変なものになつていつて、変なふうになつていつてやうんだから。ウィルスじゃないですけども、変わつていくんですね、変異していくんですよ、途中で。だから、ちゃんと品質を一定に保つというのは大変なこと、それは種苗業者の皆さんあるいは農家にきちんとやつてもらわなくちゃいけないということですよ。

だからといって、もとに戻りますけれども、自家増殖を登録品種で全面的に禁止するというのはおかしいんですよ。

じゃ、またもとに戻りますけれども、海外流出を防止するということなら、ほかの対策を考えたいんですよ。それをこの種苗法の中に入れたりしたんですよ。あるいは、種苗法じゃなくてもいいですよ、税関だ、植物検疫だ、そのところでも何とかしようということを検討したんですよ。ほかに方法があると思うんですけども。

〇野上国務大臣 今、先生の方から、何かほかの手法で流出をとめることを検討していいののかという話でございましたが、登録品種が海外に流出するルートとしましては、市中に流通している種苗、それともう一つ農業者が増殖している種苗の二つが考えられると思つていますが、市中に流通している登録品種についての措置をするということになりますと、今度は農業者個人の増殖種苗が狙われることになるため、自家増殖についても手当てをしなければならぬと考えております。

これまで育成者権の侵害物品は水際の管理対象となつておりますが、一般の改正では、輸出先に制限がある登録品種を持ち出す場合には例外なく育成者権の侵害物品となることから、輸出差止め申立て制度の利用を通じて、事前に持ち出しの

動きを察知して税関で差し止めることも可能となるため、水際対策も強化をされるものということになります。

また、法改正をしても、万一海外に持ち出された場合に、その国での栽培や流通を差し止めなければならぬことには変わりありませんので、これは予算面での、他国での品種登録、これの支援をして、これは引き続き進めてまいりたいと思います。

これらさまざまな措置をやっておりますが、これらを組み合わせて流出防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○篠原(孝)委員 組み合わせていろいろやってください。

どうも日本国政府は、変なものが入ってくるのにはなかなか厳しいんですね。入国管理難民法で、皆さん御存じだと思えますけれども、感染者を入れないんです。ところが、感染者ならぬ、感染のおそれがある人も入れないんですが、おそれもない、そこを通過しただけでも入れないとかいって、銃剣類、麻薬類というのは物すごく厳しいんです。サッカーのフリーガンというのが、日本韓ワールドカップサッカーをやったときも、日本のそういう入り口で厳しいというのは知られていきますから、ヨーロッパ諸国でもってワールドカップをやるのと騒ぐ人たちが来て大問題になっているんですが、日本の当局の厳しさに恐れおののいて、遠くて飛行機代がかかるというのもあったかもしれないですね、来ませんでした。

しかし、出ていくのに対してはルーズなんですね。典型的な例なのがカルロス・ゴーンです。全然、あんなのにだつて逃げられているわけですよ。種苗も、ゴーンに次ぐ、逃げられて、簡単に出品しているものだと思いますよ。これは、びしびしやっていただきたいと思えます。ぜひ考えて、検討していただきたいと思えます。

次ですけれども、主要農作物種子法の廃止以来、どうも何か、官から民へ、官から民へという動きが多過ぎるような気がするんですよ。これ

で、これもまたよくわからないんですが、民間に、民間にと。これは余りよくないことじゃないかと思うんです。

政権がかわったんです。安倍さんは、日本を世界で一番ビジネスがしやすい国にするんだ、自分はその岩盤を打ち砕くドリルになるとかいつて、格好いいことをおっしゃっていました。だけれども、今度のコロナ禍でわかったと思いますけれども、官がやらなければならぬことはいっぱいあるんですよ。そして、外国に任せてならないものはいっぱいある。例えば、我々みんながやっているマスクですよ。今はみんなやっていますけれども、マスクが手に入らなかったんですよ。やはり、必要なものは国でやらなくちゃいけない、日本国でやらなくちゃいけない。

それを、さっき言いましたように、種も外国人は登録しているんですよ、ほかの国は。日本がいい市場だから。だけれども、日本に必要なものは日本できちんと品種改良をして、登録して、そして外国に出さないようにしていかなくちゃいけないと思うんですけれども、どうもこれについて認識が甘い。車やITは民間企業がちゃんとやりますよ。しかし、農家が研究できない。さっき、ちよつと矛盾しますけれども、育成者になり得るんだ、農家も。だけれども、それは限度があります。

世界じゅうどこでも、品種改良などというのは、国の試験研究機関。それから、私はアメリカに留学させていただきましてけれども、アメリカの大学には、大半は州立大学で、ランドグラントカレッジというので、田舎にあつて、必ず農学部があつて、そこに研究所があつて、農業改良も普及も全部大学とセットです。種の開発も、その州に合った種を開発しなくちゃいけないから公的機関がやっているんですけれども、アメリカというところでも民間ビジネスで、モンサントなんてそういうのがすぐ出てくるんですけれども、違うんですよ。日本はその姿勢が間違っていると思えます。

この点について、政権もかわったことだし、直していただきたいんですが、この点についてはいかがですか。

○葉梨副大臣 その点は、国において例えば農研機構、それから都道府県において種子の確保というのはいずれも予算措置をいたしまして、我々も、評価の違いはあるかも知れませんが、一生懸命やらせていただいております。

それで、今お話のあつた農業競争力強化支援法というのは、当然、都道府県や国がやることはもちろんのこととして、やはり、種子、種苗、そういったものの研究としては民間にも頑張ってもらおうということがございます。

そこで、平成二十九年八月施行ですけれども、四百二十件の知見が提供されて、提供先は、外国というのではなくて、国内種苗事業者、国内の大学、JA、県内農家などに提供して研究をしていただいているということでございます。我々の立場としては、当然国もやるし都道府県もやるし、それと相まって、民間もあわせて、産学官一緒に進んで新しい開発に取り組んでいく、そういう考え方で進めさせていただいているわけです。

○篠原(孝)委員 民間にやつちやいけないと言っているんじゃないんです。やっていただいているんです。だけれども、民間に任せるところと国が責任を持つてやるべきところがあると思うんです。

またさっきの四ページ目の登録件数の推移の表をちよつと見てください。圧倒的に登録件数が多いのはどこかというところ、草花なんですね。それから観賞樹。外国は、このもうけの種、花ですよ。花や食料安全保障に直接影響がないもの、そういうところは例えば民間にどんどんやつてもらっていいんですよ。

ところが、一番上の食用作物、少ないですよね、そんなにうけにならない。これもよくないことかも知れませんが、ある程度日本人はおいしい米を求めるからしょうがないですけれども、多収種米よりも食味がいいのを、どこの試験場も、県

の試験場もそつちに走っているということです。それはしょうがないと思えますけれども、食料安全保障のことを考えたら多収種米も必要だ。

皆さん、農業新聞を読んでおられると思います。一週間ぐらい前のところに、中国が十アール当たり二・三トンの多収種米に二期作で成功したと書いてありました。それは、国を挙げてハイブリッドの父と言われる研究者にお金を出してやっているからなんです。日本にはそういう姿勢が見られないんですよ。これは僕は非常によくないことだと思います。

民間、民間といいますが、僕はこの仕事に、ちよつとずつですが、農林水産省で三十年間携わったことがあるんです。

まず、一九七八年に種苗法ができたときに、松延洋平さんという元気のいい人がおられまして、種苗法をつくるんだとやっていました。私は、わけがわからなかったですけれども、アメリカの留学から帰ったばかりで、それを手伝いました。それから、技術会議の研究総務官というときに、僕は筑波の研究者の考え方にほれ惚れたんです。

どういふことかというところ、そのときに、職務開発品種というので、それを登録して、お金をもうけなくちゃいけない、独立行政法人化するんだと。種苗法で登録して、お金をもうけて、そしてそれを次の研究に役立てなくちゃ。国がみんな出してたんなんです。私は、こんな研究ぐらいはお金を国が出してもいいと思えます。そう言っていると云ったら、財務省の主査が、だから農業関係者はみんな経営感覚がないんだ、金銭感覚がないんだと言いました。僕は怒りました。

どうしてその研究者がそう言っているかというところ、自分の研究開発、品種改良をした種、好きな研究をさせてもらってでき上がったこの種は一日も早くみんなに使ってほしい、それが願いだ、役立ててほしいと。それでお金をどうしようというの、国が日本のために、あるいは世界だつていいと言ったんです、使ってもらいたいんだと。立派

私だったらそんなことをしませんよ。徐々にしていきますよ。そして、すったもんだしたら、それを外して、いや、自家増殖をやつてもいいでしょう、あなたたちも自家増殖に手をかけてくだされうというふうにやりますよ。だから、ちよつと農家を痛めつけ過ぎているんですよ。

種というのは大事なんです。もうずっと前からですけども、石油会社が種に投資しているんです。石油ですともうけてきた。駄じゃれみたいになりますけれども、石油会社が石油化学会社になり、肥料、農薬をつくり、農業のところへ興味を持ち始めるんです。そして気がついたのが、今度の飯の種は種だという、石油じゃないと。だからそこに投資し始めたんです。だから、ダウ、デュポン、シンジェンタ、モンサント、みんな種に相当熱心ですよ。この人たちに日本の種を牛耳られていいんですか。私は許しますよ、花とか観賞樹だったらいいですけども。米、麦まで手を突っ込まれてはなりません。

だから、発想を変えていただきたいんです。どういうことをしていただきたいかという、この提案について聞いていただきたいんですけどもね。

長野県の中山間地域に採種農家がいっぱいあったんです。どうしてでしょうか。天然の隔離施設です。だから変な花粉が飛んでこないんです、だから純粋な種ができるんです。だったら種会社、タキイやサカタ、野菜についていっぱいやっているんです、ノウハウがある、技術があるといううんだつたら、中山間地域の活性化のためにそこに投資して、そこで、日本で種をつくってもらったらいいじゃないですか。今このままでいいたら外国から、飛行機も飛んでいないし、港でいろいろありますから、種が入ってこなくなるかもしれない。マスクと同じように、日本でつくっておかなければならないかもしれないんです。

この点について、大臣、どうお考えになりますでしょうか。中山間地域、地方創生の一つの大きな材料だと思いますけれども。

○野上国務大臣 今先生の方から、種を中山間地域等々で、生産地としてその振興に役立てるべきではないか、こういう御趣旨の話がございましたが、これは御案内のとおりで、農作物の種子については、当然、適地適作が重要であります。病気に汚染されて、目的とした形質とか性質を発揮で

きなくなるということがあつてはならないということで、適地適作でしっかりと生産をしていくということが必要だというふうに考えております。

中山間地の中でも、例えば、高温多湿傾向であつたり病害虫も多いところ、あるいは、植生が豊かであることから種子を得ようとする作物との近縁種が存在しない環境をつくり出せない、今、種が飛んでくるといふ話がありましたが、そういう環境をつくり出せなかったり、また、狭い土地に多くの品種が栽培されており交雑防止が困難である、あるいは、高い生産技術が必要でありますので高齢化が進展する中で担い手の確保も困難であるといったさまざまな問題があつて、産地を確保するというのは容易ではありませんが、一方で、国内での種子生産は大変重要なことだと考えておりますので、農林水産省としても、種子の生産技術の継承、さらには生産組織の確保等に支援を行つてまいりたいと考えております。

○篠原(孝)委員 私がなぜこれにこだわるかというと、外国の企業は目ざといです。日本に標準を合せています。F1は自家増殖したためだめなんです。だけれども、今はゲノム編集でもって新しい品種をつくれる、これは栄養繁殖でもできるんです。それだったらというので、それを囲い込まなくちゃというので、世界じゅうで品種登録をし始めているんです。日本はばうつとして放つてあるんですけども、そこををよく考えていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、最後、表をつくりましたが、この表はなかなか時間がかかったんですけども、農林水産委員の農水委履歴。

御自分が何回農林水産委員をやったか数えられたことはないと思ひますけれども、十三回もやっておられる。宮腰筆頭理事もそう、十三回もやっておられる。我が党では佐々木さんが、当選回数で半分、四回、十三回です。ずっと農林水産委員会にいますから。この網かけは、五回以上農林水産委員会にいて、農政に思いをはせて、いや、初めての人がだめだと言つてゐるわけじゃな

い、これから頑張つていただきたいということですけども、これだけいる。つまらないんですけども、野党と与党の五回以上率は、我が党、立憲民主党四〇％、自民党三二％、公明党半分です。これはいろいろあつていいんです、新人もいて、いろいろ意見を聞わすのですね。

次のページが問題なんです。だけれども、気になさらないでください、皆さんが悪いわけじゃないですから。任命権者がちよつとずれているだけですよ。

びつくりしましたよ。ここによく立たせていただいてるんです。農林水産大臣、農水委ゼロ。池田さんだけが別格で、八回もやつておられる。副大臣宮内さん、ゼロ。これはないと思ひますね。菅内閣は、留任が八人、再任二人とか。だから、プロ化しているにもかかわらず、我が農水の農林水産省だけがこういう布陣です。

同じようなことがあつたんです。人の党のことは言いませんけれども。我が党が政権をとつたときに、赤松さんは立派な政治家ですけれども、農水をやつていませんでした。しかし、右を見てください。副大臣に山田正彦、郡司彰、農水大臣になるような経験者です。そして佐々木さん、舟山さんがちゃんと支えていたんです。鹿野さん、二回だけですけども、私も支えました。

私も参考までに書いてあります。六期ですけれども、三回しかやつていません。これは皆さんに譲つて、党の会合ではしよつちゅう出ていますけれども、余り目立たないようにな下支えをしているということなんです。ただ、こういう際どいときだけ、ちよつと僕がかわつてやるんですけども。

ですから、これは、よく聞いてください、こういう状況ですから、政務三役の皆さん、ベテランの農林水産委員の皆さんの意見をきちんと聞いて農政を推進されることを最後にお願ひしまして、質問を終わります。

○高島委員長 次に、宮川伸君。
○宮川委員 立憲民主党の宮川伸でございます。

きょうは、種苗法の改正案について質問させていただきます。

今、篠原孝先生の方からも農家を痛めつけ過ぎているという御発言がありました。私も、この改正に関して問題となつてくるのは、農家さんの自家採種、自家増殖に制限がかかるということだと思ひます。

そもそも農家さんが持つていた固有の権利という、その権利を抑制をするという部分でありますし、種苗法に關しても、今まで例外事項としてきつちり書かれていたものを、この例外を外そうというふうに動いているわけであります。

何で農家さんが自家増殖、自家採種に制限を加えられなければならないのか、ここをしつかりと説明する必要があるが、大臣、改めてもう一度、なぜ必要なのか、御説明をお願いします。

○野上国務大臣 自家増殖についての御尋ねであります。先ほど来、山形の紅秀峰の事例が話題となつておりますが、オーストラリアに流出して、同国で産地化をされて、我が国に逆に輸出をされてしまったという事例が起きておりますが、やはりこれは、これまでの管理が緩過ぎたということだと思つております。

現行法では、登録品種の増殖実態の把握ですとか疑わしい増殖の差止めですとか、あるいは刑事罰の適用、損害賠償に必要な故意や過失の証明、これが困難となつておりますので、海外持ち出しの抑止が困難となるということでもあります。

現行法では自家増殖を行つてゐる農家に対しまして海外持ち出し防止などの利用条件を知らせる方法がありませんし、また、農家にとつても、自家増殖に際してどのような制限があるのかを示すことが重要と考えております。このため、登録品種の自家増殖については育成者権者の許諾を必要とするものとしてお考えしているところであります。

○宮川委員 今、海外流出ということ防止していくためという御説明がございましたが、海外流出はとめていかなきゃいけない。海外流出をどのぐ

らいとめられるのかという話と、農家さんの固有の権利の自家増殖に制限をかけていくのと、この重みの問題だと思ふんですね。

では、どのぐらい農家さんの自家増殖によって今まで海外に流出していつているのかということですが、非常に重要だと思ふんですが、数字だけではないので、今海外流出しているものの件数と、そのうち農家の自家増殖によって流出したと思われるものの件数を教えていただきます。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現行の種苗法では、登録品種であっても、海外への持ち出しというのは法的な制限がございません。また、自家増殖で許諾が必要でなかったことから、種苗の増殖実態の把握をすることもできずに、差止めなどの対応もできておりませんでした。

このため、多くの品種が海外に流出していると考えられますけれども、何件の流出があったのか、また、どのような経路で誰が流出させたのかにつきまして、全体像を正確に把握することは困難となっております。

以上でございます。

○宮川委員 海外流出によく出てくるのがシャインマスカットであります。

では、ちよつと個別案件で、このシャインマスカットは農家さんの増殖によって流出したのかどうか、お答えください。

○葉梨副大臣 中国や韓国で栽培が確認されておりますけれども、平成二十八年、農研機構が行った調査では、中国関係者が訪日した際に種苗を手として中国に持ち込んだ可能性が推定されておりまして、これは、日本の農家が中国関係者に譲渡したのか、あるいは市場流通しているものが中国関係者に渡ったのか、そのところは確実にわかってはおりません。

○宮川委員 もう一つ、イチゴの章姫ですが、これは農家さんが自家増殖したことによって流出したんでしょうか。お答えください。

○葉梨副大臣 これは、静岡の個人育成農家が開

発した品種でございます。それで、韓国内の一部の生産者に契約によってこれを利用していいよということでお渡ししたものでございますが、それが、育成権者が把握しないまま、韓国内で広く増殖されたというふうな承知をしています。

個人の育成権者として渡したということです。まあ、農家ではありませんけれども。

○宮川委員 今、時間が限られているのでこのぐらいにしますが、農家さんの自家増殖によって海外流出していつているというケースは、わかっているのが限られているわけでありまして、ほかのケースで出ていつているということもわかっているという中で、農家さんの自家増殖が原因だみたいな感じで話が進むというのは大きなミスリーディングだというように思います。

それでは、現行法において、農家さんが自家増殖したものを海外に売るといのは現行法では違法なのかどうか、違法の場合はどういう罰則規定があるのか、御説明ください。

○葉梨副大臣 お答えいたします。

自家増殖した種苗を海外に持ち出すことは、収穫物を自己の農業経営において種苗として用いるという自家増殖の定義には当たらないということになりますので、育成権者の許諾が必要な増殖に当たると思われます。

そうなりますと、現行の種苗法におきまして、育成権者の権利の侵害については、故意がある場合に限り育成者権侵害罪の罰則が適用されます。個人である場合には十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、法人の場合は三億円以下の罰金ということになります。農家が自家増殖した登録品種の種苗を育成権者の許諾なく海外に流出させる行為は、このように、故意の場合には適用になってまいります。

しかしながら、現行の種苗法におきまして、登録品種の増殖実態の把握や疑わしい増殖の差止め、あるいは刑事罰の適用や賠償請求に必要な故意や過失の証明、これは非常に困難でございます。

そういうことから、この法改正によって、育成権者が海外持ち出し不可の条件を付した場合に正規に販売された種苗の持ち出しができなくなる結果、農業者個人の増殖種苗が狙われるということが懸念されます。このため、登録品種の自家増殖については育成権者の許諾を必要とする、そういうことにしたものです。

○宮川委員 今のお答えのとおりで、現行法においても、自家増殖をしている農家さんが海外に持ち出した場合は罰則規定までかかっている。今の法律でも、しっかりと法的に規制がかかっているわけでありまして、そういう中におきながら、今回、なぜ自家増殖にまで手を伸ばさないとこの海外流出がとまらないのかというのを、大臣、もう一度御説明いただけますか。

○野上国務大臣 今、葉梨副大臣からも話があったところでありますが、現行法でも自家増殖された登録品種の種苗を海外に持ち出すことは育成者権の侵害になります。そういう中で、登録品種の増殖の実態の把握ですとか疑わしい増殖の差止め、あるいは損害請求に必要な故意や過失の証明等々が困難であることから、海外持ち出しの抑止が今困難となっているわけでありまして。

今般、法改正によりまして、育成者権者が海外持ち出し不可の条件を付した場合に正規に販売された種苗の持ち出しができなくなる結果、今度は農業者個人の増殖種苗が狙われるということが懸念をされるわけでありまして、このため、登録品種の自家増殖については育成者権者の許諾を必要として、海外持ち出しですとか持ち出しを目的とする者への販売を禁止する許諾要件を明確にすることで、農業者が許諾されていない行為を正しく理解することや、故意に許諾内容に違反し販売を行った場合の立証が容易になることなど、海外流出の防止に効果があると考えているということでありまして。

○宮川委員 農家さんの自家採種、自家増殖は固有の権利であるということで、先ほど篠原先生も、農家を痛めつけ過ぎているということで、では

はほかに方法はないのかということをいろいろ知恵を出す必要があると思ふんですね。

それでは、もう一回大臣にお聞きしたいんですけど、登録品種に関して、海外に持ち出されたくないというものに関しては、農家さんにと、これは適当に渡しちゃだめなんです、今渡したら罰則規定もある法律違反になるんですよ、ちゃんと、日本の国益を損なわないようにしっかりと守ってくださいよ、こういうことを農家さんにしっかりと説明をしていけば、農家さんは違法な行為をしないんじゃないですか。

大臣、こういう告知、説明というのはどのぐらい農家さんにやられてきたんですか、今まで。

○太田政府参考人 お答えいたします。

農業者は、品種についての知識があつても、それが一般品種であるか登録品種であるかということを得る情報が少なく、登録品種であるという認識がない場合があるということは御指摘のとおりでございます。

今回の改正によりまして、登録品種であるということにつきまして表示を義務づけるということをしてまいります。これによりまして、登録品種がどういふものなのかということにつきましてしっかりとわかるということが期待できますし、また、これからもそういった情報提供につきましてはしっかりと取り組んでまいります。

○宮川委員 大臣、自家増殖に制限をかけなくても、これを外に売ったら、海外に持つていったら今でも違法ですよ、今でも十年以下の懲役だとかがかかりますよと農家さんに丁寧に説明すれば、農家さんはそれを出さないんじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○野上国務大臣 今局長からも答弁しましたが、その周知をしていくことも当然重要なことであると思ひますが、それを立証するということがなかなか困難であるというふうな思ひます。

現行法でも今種苗を持ち出すことは育成者権の侵害になるわけでありまして、実態を把握することですとか疑わしい増殖の差止め、賠償に必要な

故意あるいは過失の証明、これはやはり困難であるというふうに考えております。

○宮川委員 故意に海外に持ち出していくような人は、私は、この法律改正があっても、故意のものとはそう簡単にはとまらないと思います。とまるのであれば説明をしていただきたいんですが。だけれども、故意じゃなくて、知らなくてやってしまった、そういう農家さんは、ちゃんと説明をすれば、丁寧な、今でもやると法律違反ですよと説明をすれば、私はやらないと思いますよ。

そのところが、私は、十分に説明がない中で農家さんの権利である自家増殖に規制をかけていく、制限をかけていくというのはやはりやり過ぎなんじゃないか、その前にやることがあるんじゃないかと思えます。

百歩譲って、では少しは規制をかけるといこうとでは、自家増殖に制限をかけなくても、登録品種を使う場合に名前だけ言つてくださいます。育成者権者あるいは種苗会社さんが誰に渡したか名前だけ言つてください、これでは、大臣、足りないんですか。名前だけわかればトレーサビリティは保てるじゃないですか。大臣、足りないんですか、これでは。

○葉梨副大臣 先ほど来のいろいろな議論がございいますけれども、結局、育成権者がその種苗を誰かに渡し、それでそれを、例えば農家に行くといったときに、そのトレーサをすることを全て育成権者の義務という形で法定化することが本当に妥当なのかどうか。行政がやれということとしても、行政にとつては、育成権者の、まあ登録はいたしますけれども、そこまでのトレーサはなかなかできないわけでは。

ですから、育成権者に義務をかけるというよりは、やはり育成権者の許諾に係らしめるという方が合理的な規制ではないかなというふうに思っています。

○宮川委員 自家増殖をやりたい方は許可をとらなきゃいけないわけですね。だけれども、自家増殖はできませんよとなくなつて、自家増殖をや

りたい方は名前だけ登録してくださいというふうにするばいいじゃないですか。農家さんはそういうふうにしても故意にやるということをおっしゃっているんですか。

だから、自家増殖する人はどうせ登録するんですから、自家増殖できませんよというのではなくて、自家増殖する人は名前だけ登録してくださいというふうに、百歩譲ってそういうふうにするば、トレーサビリティはちゃんと担保できるんじゃないですか。大臣、もう一回お答えください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

先生のおっしゃるのは、許諾制というよりは例えば届出制といったことではないかというふうに思うんですけども、届出あるいは通知であれば、それをすればその後というのは特に、そういうことは、自覚はできるかもしれないけれども、その後の行為というものはなかなか、今回許諾制にしようとしておりますけれども、届出あるいは通知といったことでは法改正前と特に状況が変わらないので、なかなか流出を防止するという実効性には乏しくなってしまうのではないかとこのように思っております。

ここで許諾制にすれば、自家増殖をする人の利用条件の遵守が期待できるものであるということが確保できますし、また、利用条件を書面で明文化して周知するということもできますので、流出の効果を高めるといことが期待できるというふうに考えております。

○宮川委員 とても私は残念に思っています。

先ほど申したように、海外流出をとめるために何をしなきゃいけないか、これは大事なことです。

だけれども、その一方で、農家さんの自家増殖をとめなきゃいけないのかどうか、マイナスの部分だけだけあるのか、この比較でやらなきゃいけないんですが、今お聞きになっていておわかりのとおり、今までじゃんじゃん農家さんが原因で行っていたという証拠もなければ、ちゃんと告知

をして、農家さんに、出さないでください、今の法律でもだめなんですから出さないでくださいということもやっていない中で、それで、海外流出のために農家さんの権利を抑制するんだ、この説明では、農家さんに丁寧に説明しても農家さんは守らないというふうに農水省が言っているとしたか聞かなくて、私は非常に残念に感じています。ちよつと話題をかえますが、こういった登録品種に關して一律に農家さんの自家増殖に制限をかけている国というのは世界であるんでしょうか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

例えばEUでは、自家増殖について原則として許諾が必要となっておりますけれども、開発に必要な利益を確実に回収するために、許諾料を徴収する仕組みがあることをもって自家増殖を制限しないというふうになっております。その場合でも、一定の小規模農家については、増殖数量の報告を義務づけた上で許諾料を免除するということをしております。

極端な例として、一律規制をかけている国があるかということでは、イスラエルにつきましては一律にかけているというふうに承知しております。

○宮川委員 今EUのお話が少し出ましたが、大臣、ちよつと次をお答えいただきたいんですが、EUは、九十二トン以下の農家さんは例外事項で自家増殖できるといことになっているというふうに私も理解をしています。今の日本の農家さんはほとんどがこれに当てはまるということですか。

EUではこうやって例外事項をつくって農家さんが自家増殖できる状況にあるのに、日本の農家さんはここを制限しないと海外流出がとまらない、こういうことで、大臣、いいんですか、理解は。

○野上農務大臣 EUにおける新品種保護制度につきましては、今少し言及がありましたが、自家増殖についても原則として許諾が必要となっておりまして、確実に品種の開発者が必要な利益を回収するために、許諾料を徴収する仕組みがあるこ

とをもって穀物等の一部の品目で自家増殖を制限しないこととなっているのがEUの保護制度であります。

また、これら一部の品種の許諾料について、やはり我が国に比べて大変高額であるという中で、例えば小麦であれば生産量が九十二トン以下の小規模な農業者のために例外が設けられている。今先生がおっしゃったとおりであります。ただし、許諾料の支払いが免除される場合であっても、農業者は増殖数量の報告等の義務があるわけであり

ます。そういう中で、我が国の状況につきましては、先ほど来、紅秀峰等々の話もございましたが、優良な植物品種の流出、これはいつ起こるかかわからないわけでありまして、農家が本来得られるべき所得が失われることはあつてはならない、一刻の猶予もないと考えております。

この種苗法の改正を通じて知的財産を守っていくというところは農家のためにもなると考えております。

○宮川委員 ちよつとよくわからなかったんですが、ヨーロッパの農家さんはできるけれども、日本の農家さんはできないというふうにお答えされたように私は聞きました。

それでは、先ほど申したように、農家さんの自家採種、自家増殖に制限がかかる、これは農家さんがいろいろ心配をされている。では、大臣、一番リスクとして考えられるものは何だとお考えでしょうか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

今回の改正によりまして、自家増殖につきましても育成者による許諾が必要となります。そこで考えられるのが、よく議論になります、許諾料が高くなるのではないかとということがリスクとして捉えられがちでございますけれども、一般的に考えまして、農研機構や都道府県が開発した品種につきましては、これを産地に普及するということを目的として開発しておるものでございまして、農業者から営農の支障となるような高額の許

諸料を徴収するということは通常ないというふう
に考えております。また、民間の種苗会社もこれ
らの水準を見ますので、著しく高額な許諾料とな
るということは考えにくいというふうに考えてお
ります。

○宮川委員 大臣、これは私は通告してしまし
たから、農家さんの立場に立つて、農家さんにど
ういうリスクがあるのか、御自身でちゃんと判断
をして、リスクがないんだつたらないと、大臣の言
葉で私は説明をすべきだというように思います。

今、農家さんの心配事の一つは、改正があつた
場合に許諾料が上がって農家の収入が減るんじや
ないか、苦しくなるんじゃないかということが懸
念をされています。先ほどの議論の中でも、い
いやいや、そういうふうにはなりませんよという
回答が何度かありましたけれども。

では、農業競争力強化支援法や、種子法の廃止
の中で、民間がこれからふえていく中で、公的機
関が今と同じような形でやつていければそれはふ
えないかもしれませんが、民間企業がふえてきた中
で、本当に許諾料が上がったり経営が苦しくなつ
たりしないんですか、大臣。お答えください。

○野上国務大臣 今局長からも話がありました
が、農研機構ですとか都道府県、これは普及する
ことを目的としておりますので、通常、高額の許
諾料を徴収するということはあり得ないと考えて
おります。民間の種苗会社もやはり農研機構です
とか都道府県の許諾料の水準は見えておりますの
で、これが著しく高額な許諾料になるということ
は考えにくいと考えております。

○宮川委員 私は今の説明だと簡単にはそうだと
は思えないんですが、やはり、民間企業がたくさ
ん入ってきた場合には、許諾料は私は上がってい
くんじやないかと思っています。

そういった中で、特に有機農業をやられている
方々は心配をしています。そういった声がたくさ
んあります。そういった中で、では有機農業のこ
とですが、有機農業に取り組んでいる農家さんの
数と割合、今、日本の状況を御説明ください。

○水田政府参考人 お答えいたします。

我が国の有機農家の数でございますが、約一万
一千八百戸でございます。また、我が国の有機農
業の取組面積でございますが、二〇一八年のデー
タでございますが、約二万三千七百ヘクタールと
なっております。全耕地面積に占める割合は
〇・五％ということでございます。

○宮川委員 それでは、海外と比べてみて、イタ
リア、ドイツ、イギリスの有機農業の割合をお答
えください。

○水田政府参考人 お答えいたします。

国際的な民間団体の調査によりますと、二〇一
八年における各国の全耕地面積に占める有機農
業の取組面積の割合でございますが、御質問いた
だいた、イタリアにつきましては一五・八％、ドイ
ツにつきましては九・一％、イギリスにつきまし
ては二・七％となっております。

○宮川委員 日本よりはるかに大きい数字だとい
うことがわかると思います。

ヨーロッパは自家増殖を認めているということ
であります。大臣、これを今お聞きして、法律
改正をして、有機農家さんたちの足かせ、有機農
家がふえることを阻害する要因にならないん
でしようか。大臣、どう思われますか。

○野上国務大臣 まず、今の有機農業の数字の報
告がありました。我が国の有機農業の取組、全
耕地面積の〇・五％で行われているということ
であります。国内の有機市場の規模は過去八
年間で四割拡大をする、あるいは同期間に有機農
業の取組面積も約四割拡大しているところであ
り、今後も更にこれは拡大が見込まれると考
えております。

農水省としては、本年の四月に新たな有機農
業の推進に関する基本的な方針を策定しまして、二
〇三〇年までには取組面積を六万三千ヘクタール
までに拡大する、有機農業者数を三万六千人に増
加する等の目標を設定するなど、有機農業に対
する支援を行っているところであります。

今、有機農業の懸念が、自家増殖の制限、大き

いのではないかと、妨げになるのではないかとい
うお話でありましたが、有機農業者であってもやは
り流出のリスクは変わらないと考えておりますの
で、自家増殖の許諾の例外とすることは適切では
ないと考えております。

しかしながら、有機農業者や自然農法に取り組
む農業者については、従来から栽培されている一
般品種の利用が多いため、通常の農業者よりは影
響は小さいと考えております。

○宮川委員 大臣、NPO法人日本有機農業研究
会、NPO法人有機農業推進協会、有機農業関係
をやられている方々ですが、意見書が出ておりま
して、自家採種は農家の基本であり農民の権利、
自家増殖規定の廃止は豊かな食と農の未来を損な
うというようなものが発表されておりますが、大
臣、これを読まれましたか。

○野上国務大臣 詳細には読んでおりません。
○宮川委員 ぜひ、この有機農家さんたちの声
が必要だという説明をされていきました。そうい
うふうに、有機農家だつて必要なんだというふう
に言われるのであれば、しっかりと有機農家さん
たちの声を聞いていた方がいいと思います。

全体の農家さんはF1物を使っているのが多い
から、余り自家増殖はやられていないから当ては
まらないということがあってもいいかもしれません
けれども、私は、数の問題ではなくて、数が少な
くたって重要な農業をやられている方々もいら
つしやるわけで、こういった人々たちを無視して、
安易に海外流出だ、海外流出だと。証拠も余り
ない。私は、私が提案したように、ほかに手だて
がある。先ほど篠原先生も、規制、水際対策をす
ればいいんじゃないか、こういう提案もある。い
ろいろなアイデアがあるのに、安易に自家増殖に
制限をかけていくというのは、私は本当に農家
さんのことを考えているのかというふうに思
います。

それで、もう一個だけ。
F1が多いから大丈夫だと言いますが、この先
本当にF1がメーンかどうか分からないじゃな
いのですか、技術革新はいろいろあるわけです
から。だから、やはり、私は、今は少数かもしれ
ませんが、こういった少数の方々の声をしっかり
聞いていつていただきたい。

時間になりましたからこれで終わりにしま
すが、もう少し、幾つか重要な観点がありまし
た。またチャンスがあれば質問をしたいと思
うんですが、しっかりと審議をした上で、問題
点を洗い出した上で最終的な判断をしていただ
きたいということをお願いして、私の質問を
終わりにいたします。

ありがとうございます。
○高島委員長 次に、亀井亜紀子君。
○亀井委員 亀井亜紀子でございます。
野上大臣にかわって初めての質問になります。
よろしくお願いいたします。

では、初めの質問ですけれども、政府の種子
の開発や保護についての基本的な考え方につ
いて、まず伺いたいと思います。
実は、私たちは、廃止されてしまった主要農
作物種子法の復活法案を提出しておりまして、
過去に一度この委員会でも審議をされたまま、
ずっと継続審議で、たなざらしになっており
ます。たなざらしになるということは、政府
の方は種子法を復活する必要があるのかと思
います。与党もそう考えているから審議を
されないのだと思いますが、この背景にどう
いう考え方があるのかというのをまず伺いた
いと思います。

種子法の復活法案についてこの委員会でも
審議されたときに、自民党の坂本先生がいろ
いろとお話をされていました。それを読むと
自民党さんの考え方というのはある程度見
えてまいります。政府に伺いたいと思います。

まず、種子法を廃止した背景として、もとも
と種子に関しては、戦後、非常に劣悪なもの
が出回ったので、昭和二十二年に農産種苗法
というので、そこから、議員立法で、米、麦、
大豆が切り分けられる形で、昭和二十七年
に主要農作物種子法というものができた。こ
れは、種子法と

は言うけれども、要するに、稲、麦、大豆奨励品増産法だ、増産をするための品種改良法なんですと坂本先生は当時言われていました。それで、今、米余りの時代で、食料増産の必要はないから種子法は廃止して構わないということになったと私は理解しました。そして、種苗法の方で種は守ると。

坂本先生は、本来ならば、昭和五十三年、知的所有権が種子法から種苗法に返されたとき、あるいは、昭和六十一年、民間の参入が許されたとき、参入を認めたときに、また、平成十年、世界的知的所有権の中に、条約に肩を並べたとき、つまり種苗法が改正されたこの平成十年のときに種子法は廃止していてもよかったんだというふうに述べられているので、もう必要ないねということとで廃止をされ、だから復活法案の審議もされないのだというふうに私はこの議事録などを読んで思い至ったのですけれども、政府のお考えはいかがでしょうか。

○野上国務大臣 国会での御審議についてはコメントは差し控えていただきますが、主要農作物種子法につきましては、昭和二十七年に、戦後の食料増産という国家的要請を背景にしまして、稲、麦、大豆の優良な種子の生産、普及を進める観点から制定されて、食料増産に貢献をしてきたものと考えております。

現在、米の供給不足が解消されました、食料増産という当初の目的は達成をされました。一方で、都道府県に種子供給を一律に義務づけてきた結果、ブランド米には力を入れて供給する一方で、今需要が高まっております中食、外食用に適した多収品種にはば取り組んでいないですとか、民間の品種が参入しにくいなどの課題も生じてきたところでありまして、こうしたことから、官民の総力を挙げて、多様なニーズに応じた種子供給を行える体制を構築するために、平成三十年四月一日に種子法を廃止されたものと考えております。

○亀井委員 私たち立憲民主党及び種子法復活法案を出した提出会派は、種子法を単なる食料増産法だとは思っていないんですね。米、麦、大豆、主要農産物の種子というのはやはり公共の資産であって、近年、さまざまな企業が知的所有権を主張するようになって、登録品種もふえているけれども、やはり、食料自給率に深くかわる主要農産物に関しては、種子は、公共が前面に出て、予算もきちんと、根拠法を持った状態で国や県の試験場に予算をつけて、良質な、多種多様な種を開発していくということも非常に大事だと考えておりますので、種苗法だけじゃなくて、種子法は必要だという立場です。

それで、今、政府は、いわゆる種子法は食料増産法であったのだから種苗法の方で種子は守る、そういう方向性の中で、では、種苗法のどの部分で、種子法の廃止を補うような、種子を保護しているような条項があるのですかというのを前回の国会で江藤前大臣に聞きましたところ、種苗法の六十一条だと。あとは、予算については地方交付税措置をするというようなことだったんですけれども。

その六十一条を読んでも、別に、六十一条というのは、指定種苗の生産、調整、保管それから包装について種苗業者が遵守すべき基準を定めて、これを守らないところには勧告をして、更に守らなければその種苗業者を公表をする、そういう定めであるので、これをもつて主要農作物の種子を公共の資産と考えて守っていくような、そういう要素は何も見えないんですけれども、果たして種苗法でどうやって種子を守っていくのか、大臣、お答えいただけますか。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。ただいま委員御質問の種苗法の第六十一条でございますけれども、この第六十一条に基づく告示というものがございまして。種苗の生産等に関する基準という告示でございましてけれども、この中で、種子の品質について、発芽率ですとか、異種、異品種粒の混入ですとか、さまざまな項目について、稲、麦、大豆の種子の品質基準を定めて

ございます。また、圃場の隔離に関する事項なども定めておるわけでございます。

これは、旧種子法の時代は、旧種子法の四条五項に基づく告示ということでルールとして定められていたわけでございましてけれども、種子法の廃止後は、種苗法の第六十一条第一項に基づく告示を改正して、稲、麦、大豆に係る規定を追加したという経緯がございます。

○亀井委員 ちよつと、まだ余りすっきりしないんですけれども、関連で次の質問に行きたいと思っております。

種子の開発については、民間企業の協力を求めようか、民間企業にそれを担ってもらおうという方向性に法律が変わっていったというふうには私は見ております。なぜかというところ、それは、農業競争力強化支援法八条四号、これにおいて種子に関する知見の民間事業者への提供を推進することとあるので、積極的に税金を投じて種子の開発をしてきたその知見を民間事業者へ提供してくださいということですね。

それで伺いたいんですが、今回、優良な種子の海外流出をとめるために種苗法の改正があり、では、果たして自家増殖を禁止することが海外流出をとめることになるのだろうかという質問はほかの議員もされたわけでございますけれども、そもそも、農業競争力強化支援法八条四号で種子に関する知見を民間業者に提供しなさいとあつて、この民間業者というのは外資系企業も含めますよね、含んでいますね。

これは、種子法の廃止のときの参議院の方の質疑、答弁で見つけてきましたけれども、基本的に、法制度上、外国資本が主要農作物の種子産業に参入することは可能でございましてという答弁が、当時、政府参考人からありました。そして、今、外資から見ただけで、我が国の種子の市場がそれほど魅力的ではないというのが実態でございまして、現実にはほとんど外資が入ってきていないという状況でございましてと書かれているんですが、これはあくまでも日本の市場が魅力的に見え

ないからということだけでして、法制度上は民間業者に外資系企業というのは含まれ、そして、農業競争力強化支援法の八条四号のところでは民間への知見の提供を推進しているわけですから、このところに穴があいていて、簡単にいろいろな知見が外資系の企業にも渡ってしまうということじゃないんでしょうか。いかがですか。

○葉梨副大臣 お答えいたします。

農業競争力強化支援法八条の規定ですが、これは、民間に種子を売り渡すとかそういうことでございまして、当然、農研機構はしっかり予算をする、それから都道府県に対しては地方交付税措置をするということ、そちらもしっかりやるんですけれども、民間にもそういう知見を提供することで種子の開発をちゃんとやっていただくということなんです。

その運用ですけれども、知見を渡す側の都道府県それから農研機構に対しては、これは通達ですが、重要な知見が流出することがないように利用目的をよく確認し、目的外使用や第三者譲渡の禁止を盛り込んだ利用契約を結ぶことなどを、通知を出しまして、指導、徹底しております。

そして、同法の施行後、都道府県、農研機構は、目的外使用や第三者譲渡の禁止を利用者との契約に盛り込んでいます。この法律によって海外の外資系企業に知見が流出したという事例は、ございませぬし、また、今後も適切に運用をしてまいりたいというふうに考えています。

○亀井委員 今のところ事例がないということですが、あくまでも運用上の話であつて、法律のところで民間事業者への知見の提供は推進しているわけですから、これは今後どう変わっていくかはやはりわからないことだと思えます。日本の会社であつても外国資本の割合が高かつたりということがありますから。

そういう中で、ここに穴があいていて、一方で日本の種苗を海外に流出するのをこの法律でとめると言っているのは非常に矛盾をして、今回の改正というのは非常に矛盾しているなと思えます。

なので、私たちが主要農作物種子法復活法案の中に農業競争力強化支援法の八条四号は削除しろというのを入れているのはそういう理由からです。

それでは、次の質問に移りますが、これは、果たして登録品種を自家増殖して栽培している農家が今回の改正によってどういうことになるのか、非常に不安を持っている農家が多いので、ちょっと事例を出して質問をしたいと思っています。

イチゴを例にしたいと思っています。

私の地元鳥根県安来市というところはイチゴの栽培が盛んでして、大体、農業者、六十五軒ぐらいイチゴ農家がありまして、栽培しているものは紅ほっぺと章姫。この二種類は静岡県の登録品種です。

全体の品種の中で、在来種がほとんどだから、一般品種がほとんどだから登録品種は少ないんだ、そういう論点がありますが、ただ、やはり、ブランドを推進している場合、その少ない登録品種を、地域で中心的にほぼどの農家もその登録品種を栽培しているという例はありますので、全体の中で登録品種の数が少ないから大丈夫だという話ではないと思うんです。

ある農家は大体、では、紅ほっぺの種苗の価格を一苗二百五十円としましょう。二百五十円を四百苗買ってくる、そうすると十万円ですね。この四百苗を大体一万苗ぐらいに増殖をして販売するんですね。それで、この二百五十円の中に、今は自家増殖は禁止じゃないです、契約によっては種苗代に自家増殖をする権利も含まれての値段なわけですね。

今、農家にいろいろ誤解が広がっているというふうな指摘が与党側からありますけれども、最大の農家の不安は、許諾料が幾らになるのかというのと、もし許諾がとれなかったときに、今四百苗十万円の種苗代で済んでいるものが、一万全部買わなきゃいけないとなったら二百五十万になるので、それじゃ経営ができない、そんなことじゃないですよという。そういうまず不安があるの、そこは違いますというのをはつきり言っ

いたいただきたいんですが、お願いします。
○太田政府参考人 お答えいたします。
イチゴにつきまして例示を出されましたので、イチゴにつきまして御説明をいたします。

イチゴにつきましては、農業者が原種苗を入手いたしまして、農業者自身が種苗を必要数増殖した上で収穫物を生産しております。これは、収穫前でございますので、自家増殖とは認められない増殖行為ということになります。

このため、現在登録品種でイチゴ栽培を行っている農業者の方々は自家増殖も含めた増殖全体について許諾を得られている種苗を購入しているということが一般的です。このような場合、農業者は種苗代に含まれた許諾料相当分につきまして現在も支払っているということになりますので、法改正後も状況は変わらないのではないかと考えております。

○亀井委員 では、イチゴというのは増殖を前提に栽培し販売をするものなので、この法改正後も変わらないというふうに理解をいたしました。ただ、値段は変わるのはないかという懸念はあります。今度はこの部分を伺いたいと思います。

お配りした資料一枚目、許諾料の例、これは農水省の資料から引いてきたものです。

それで、イチゴがわかりにくくてですね。まず、A、B、Cとあります。登録品種の、登録されている県、自県農業者に無償提供の場合と、自県でもお金を取る場合と、無償提供、いろいろ、A、B、Cとあって、A、B、Cをどういうふうにもそもそも分けるのかというのわからないんですが。

では、Aの例をとりましょう。他県一県当たり約百万円とあります。日本の場合、イチゴの苗は、農協ですとか、あと種苗会社がまとめて持っているものが多いとして、じゃ、安来の農協がまとめて買います。買うときに、静岡の登録品種を買ってくるわけですから、一県当たり百万円というのが乗った値段になるのか。一体、どこに許諾

料がどの程度かかって、それが農協から種苗を購入する農家にどの程度の負担になるのか全く見えないんですけれども、お答えいただけますか。

○太田政府参考人 お答えをいたします。

この例のイチゴAで申しますと、他県一県当たり約百万円ということ、例えば、この例に当たるとかどうかはわかりませんが、JAが一括して百万円だけ払っております。そこから農家に販売するということになりますけれども、その販売につきまして、どれだけふやしてもこの百万円というのは変わらないという契約で進んでおりますので、先ほども申しましたように、イチゴについては既に増殖、自家増殖トータルで許諾を受けて、許諾料も他県であれば百万円ということに既に払っておつて、それがふやしていくというふうな理由というのの特になんかというふうに考えておりますので、仮に法施行となつたとしても、許諾料がふえるということにはならないんじゃないかと考えております。

○亀井委員 済みません、確認ですけれども、それでは、JAが負担する金額が、例えば三年当たりの許諾料が百万円として、それが新たに発生するというところで、けれども、例えば、じゃ、一苗当たり二百五十円の種苗が多少上乗せされて三百円になりますとか、そういうようなことなのか、そうではないのか。

ちよつとそのあたり、もう一度お願いできますか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

今現在で百万円を払っている場合であれば、法施行後も同じ百万円だということになります。その百万円の許諾を得てふやしているわけですが、それそれの中に含まれている許諾料相当分というのは変わらないということになります。

○亀井委員 では、今現在も、登録品種を他県で自家増殖するわけですから、その権利を農協が百万円程度支払って買っていて、そういうところであれば、もう既に支払って今までもやってきてい

るのだから状況は変わらない、そういう御答弁ですね。農家側の誤解もあるのかもしれないけれども、確かに。

ただ、私がやはり不安に思うのは、そうやって県主体で、県の農業試験場が開発した種子で、JAを通して提供されてきたものですけれども、その権利が先ほど申し上げたように民間の企業に移ってしまったときというのは、やはり、今までのように安価に増殖できるようなことにはならないんじゃないだろうか、許諾料が上がつていくんじゃないだろうかという不安はどうしても残るんですね。

だから、今回の種苗法の改正というのは、直接には仮にその影響がなかったとしても、将来的には、やはり、登録品種もふえ、民間が権利を所有する種子がふえるのではないだろうかという不安が拭えないということだと私は思っております。

次に、自家増殖禁止といつても、例外品目をなぜ設けなかったのかというのが大きな疑問です。先ほど、有機栽培の例も出しました。有機栽培については、これも農水省のホームページにあったものですが、有機JA規格というものは原則的に有機栽培由来の種苗の使用が必要で、譲渡、交換や購入によって入手できない場合、又は購入できても著しく高価な場合、しかも自家採種もできない場合に限り慣行栽培由来の種苗を使用することが可能と書いてあるの、自家採種前提なんですよ、有機栽培というの。

今、日本は農産物を世界に輸出していくことを強化していて、その際、特にヨーロッパなどは農薬の規制も厳しくなり、有機栽培の作物がかなり人気が出てきていて、日本もその分野に力を入れましようと言っているときに、有機作物のところも例外にしないで自家増殖は一律禁止ですとすることの意味がよくわからないんですけれども、矛盾してないでしょうか。お伺いいたします。

○野上国務大臣 有機栽培についてのお尋ねであります。有機農業者でありまして流出のリスクということとは変わらないため、自家増殖の許諾

の例外とすることは適切でないとは考えております。しかしながら、有機栽培、有機農業者、自然農法に取り組む、これは非常に重要な取組だと思えますが、この農業者については、従来から栽培される一般品種の利用が多いと。農水省が実施したアンケートでは九割が一般品種であったということでありますが、一般品種の利用が多いため、通常の農業者よりも影響は小さいと考えております。

○亀井委員 有機栽培、やはり、変な種を増殖しても意味がないので、優良な登録品種を自家増殖して栽培している農家というのは普通にあるわけであって、国がこれから有機栽培に力を入れましようというのであれば、私は、有機作物というのは、自家増殖を許諾制にして原則禁止という、そこから例外として外すべきだと考えます。

もう一つ、きょうお配りした資料二枚目に、これは農水省からいただいた資料ですが、「主要先進国における登録品種の自家増殖の扱い」で、この国も例外を設けております。

例外作物のところをごらんいただきたいんですが、飼料作物、穀類、パレイショでしたり、豆類でしたり。ざっと見ると、その国の主要農作物ですね。こうやって例外作物が設けられていて、米国のところだけ横線が引く張ってあります。

部会で質問したときに、日本は例外作物はないんですか、どのパターンになるんですかと聞きましたら、米国パターンですと言われたんですね。米国は横線が引いてあるので、一切例外作物がなく、日本も一緒ですというように感じて説明をされたんですが、私は、やはり、農水省の説明というのはすごく不誠実だと思えます。

米国のところを見ますと、上の植物特許は自家増殖を認めていないですが、下の品種保護法は自家増殖を認めています。この中身について、私は調べてみました。それが、お配りした三枚目の資料です。

三枚目の資料の右側の表を見ていただきたいんですが、ここに法律が三つ並んでいます。左から

植物品種保護法、植物特許法、特許法とあります。簡単に申し上げますと、もともと、植物というのは知的所有権の対象ではなくて、植物品種保護法と植物特許法、この二つの法律でカバーされていたそうです。

そして、上から三番目、保護される植物の種類で、植物品種保護法のところは有性繁殖植物及び塊茎植物と。つまり、雄しべ、雌しべがあるような繁殖植物、それから、塊茎植物というのは芋とか根菜とか、そういうものは植物品種保護法の管理のもとにあるので、この法律に基づく自家増殖は今でもできます。

それで、その右、植物特許法の下には無性繁殖植物というのがあって、これは自家増殖が禁止されているんですけれども、実はここからパレイショとキクイモだけは例外品目として外されています。

それで、一番右、一般特許。これは、もちろん自家増殖は禁止でして、一九八〇年の米国の判決で初めて生物体の一般特許が認められました。ですので、一般特許で出願をされている、そして、認められた登録品種でない限りは全て左二つの植物品種保護法と植物特許法のもとに入りまして、そして、植物品種保護法の方で主要農作物などは全て自家増殖は認められておりますので、二枚目にお示しした農水省の資料で例外がないかのように見せているというのは、非常に私は不誠実だと思えます。

つまり、何にも例外品目をつくっていない、有機農作物も例外でない自家増殖の禁止という法律というのはいくらも異例だと思えますけれども、どうして一切の例外品目をつくらないのでしょうか。これは大臣に伺います。

○太田政府参考人 お答えをいたします。米国の仕組みを、まず簡単に申し上げます。米国では、果樹などは植物特許法でございまして、穀物、優良作物は植物品種保護法でございまして、植物品種保護法は、おっしゃるとおり、自家増殖につきまして育成者権は及びませ

ん。このため、大豆、菜種のようなアメリカの主力作物につきましては先ほど言われたような工業の特許の方で保護をしております、工業製品と同様に特許法に基づき特許を取得して、自家増殖も含めてコントロール下に置いているということでございます。

それで、どうして例外品目をつくらないかということでございますけれども、我々が今回提出させていただいた法案につきましては、例えば、何か特定の品目について例外を設けますと、それは、その品種自体、そのもの、その全てについて特許に守らないでいいというようなことを意味するということにもなりますし、今回、海外流出につきまして、流出を何とかとめようということでは、案を出しておるわけでございまして、海外流出を防止しようとする品目が現在ないとしても、将来優良な品種が開発されるということがありまして、それから、同じ一つの品目の中でも、品質を管理して徹底的にブランド化しようという品目もあれば、新たな病害に対応するために迅速に広範に普及をさせようという品目もあるわけでございまして、こういったことも含めて、一律にということではなくて、許諾下に置いて、普及が必要なものにつきましては許諾を与えるというような方向で持っていこうということでござい

ます。

○亀井委員 済みません、何だかよくわかりません。そして、これは大事な質問なので私は大臣に伺いたいんですが、先ほど申し上げておりますとおり、有機作物を推進しようとしている国の方針を考えたときに、そして、他国は主要農作物などを外している中で、どうして全く例外品目のないこういう法律が出てきたのか、私は理解に苦しむんですけれども、大臣、いかが考えでしょう

か。

○野上国務大臣 有機農業者の話につきましては先ほど御答弁申し上げましたが、流出のリスクが変わらないために、自家増殖の許諾の例外とする

ことは適切でないというふうに考えております。一般品種の利用が多いということも申し上げたとおりであります。

自家増殖できる例外品目を設けることについては、今局長も答弁しましたけれども、やはり、一つの品目の中にもいろいろな用途がある。ブランド化を推進していくものもあれば、迅速に普及をさせていく必要があるというものもある。ある品目に属する品種を全て一律の扱いにすることは適当でないということがあります。それから、海外流出を防止すべき優良な品種がない、そういう品種であっても、将来これが優良な品種になる可能性もあるわけでありまして、例外品目を設けた場合に海外流出させてもよいと受けとめられかねないということもありますので、適切ではないというふうに考えているわけでありまして。

○亀井委員 時間ですので、また次回質問させていただきますので、この件は続きをやりたいと思います。

以上です。

○高島委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。種と苗は農業の基本であり、農家にとってみたら種と苗は命そのものであります。その取扱いを変える今度の法改定に当たって、果たして農家は知らされているのでしょうか。

最初に、野上大臣にお伺いします。大臣、農家はこの法改定のことを知っているんでしょうか。ほとんど聞いたことがないと、たくさん私は声を聞きました。大体、自家増殖は原則自由だったので、登録品種であるか否か、それも今も知る必要もなく栽培している、そういう声も聞いたわけでありまして。農水省は説明をされてきたんですか。

○野上国務大臣 農水省では、昨年三月に、農業者が持続的に優良品種を利用していくための新品種の保護のあり方についての検討会を立ち上げまして、幅広い分野の有識者に参加いただいて、計六回にわたって検討を重ねてまいりました。

この検討会では、全農、全中に加えて農業者二名に委員として御参加をいただき、忌憚なく意見をいただいたほか、有機農業者、大規模農業者、種苗の増殖農家から現場の実情についてヒアリングを行いました。今般の改正案は、現場の意見もしっかりと踏まえた上で提出したものと考えております。

また、三月の閣議決定後には、法案の説明資料ですとかQアンドAなどの資料を公開するとともに、要請に応じまして、自治体や農協、報道関係者を対象とする各種説明会、十回以上であります。あるいは雑誌への寄稿等々も行っているわけでありまして、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 にもかかわらず、今国会でも、種苗法の改定については、疑問、それから反対、慎重審議、見送れ、こういう声が毎日のように来ているわけですね。理解が得られていない人がたくさんいるわけですよ。少なくとも今国会の成立は断念すべきであります。

質問を続けます。

本法案の目的は、優良品種の海外流出を防止するためとして、そのために自家増殖を許諾制にするという内容が入っています。自家増殖が、まるであたかも海外流出の温床になっているのではないかと、これは余りにもひどいやり方でありまして、さきの立憲民主党の宮川議員の答弁でも、その根拠、論拠については示せるものがないわけなんです。

農林水産省知的財産課は、二〇一七年十一月一日、農畜産業振興機構、いわゆるA・L・I・Cのホームページに「海外における品種登録の推進について」と題する解説文を出しています。今もこのホームページに載っています。紹介します。海外流出、「この事態への対策としては、種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することが困難である以上、海外において品種登録(育成者権の取得)を行うことが唯一の対策となっております。」こう述べているじゃないですか。物理的に困難で

あると述べています。

農家の自家採種をたとえ一律許諾制にしたとしても、種苗の持ち出しをとめることはできるんですか。これは物理的に不可能じゃないんですか。空港、港、それから貨物、税関は、全ての品目について、種が入っている、苗が入っている、チェックできるわけがないじゃないですか。流出は防止できると考えているんですか。

○太田政府参考人 お答えをいたします。

密輸というような形態がありますので、完全にとめられるということが難しいというのはおっしゃるとおりでございますけれども、現在の法律では、国内における権利保護というのを想定している、登録品種であっても海外への持ち出しを止めるといことができない、それから、しっかりと守るべき知的財産の管理が緩過ぎたということが海外への流出につながっているというふうに考えております。したがって、登録品種につきまして、国内利用限定という利用条件を付せば海外への持ち出しを制限できる、こういった措置を講じるものでございます。

この改正は、日本の強みである植物新品種の知的財産を守って、産地形成を後押しするというところで御理解をいただければというふうに思っています。

○田村(貴)委員 持ち出しを阻止することはできないということですか。

もう一問聞きます。仮に、種苗が流出して海外で増殖されていた場合に、品種登録をしていなければ、栽培をとめるなどの対抗措置はとることができるんですか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

海外において品種登録をされていなければ、海外における栽培に対する手だてはございません。ただ、今回、種苗法を改正いたしまして、海外への持ち出しを制限するという条件がつけられた種苗につきましては、その海外で栽培されたものの国内への持込みにつきまして明らかに違法ということになりますので、そういったものの抑止

というのは一定の効果があるというふうに思いまして、引き続き、海外での登録につきまして進めてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 それは、生産者に対するちゃんとした説明で終わる話じゃないんですか。なぜ一律に許諾制に持ち込もうとしているわけですか。そこが納得できないわけでありまして。これは立法事実にかかわる話であります。

シャインマスカットにしても、開発者である日本の政府がそれぞれの国で品種登録をしてこなかったから育成者権が及ばない、こういう問題になっていくんですよ。政府の怠慢を棚に上げて、自家増殖を原則禁止するというのはお門違いだと思えますよ。農家の自家採種が海外流出に結びついていくのかということにしようけれども、何の根拠も論拠も実態も示すことができていません。

この自家増殖の実態について伺います。

「登録品種のうち、どれだけ自家増殖されているんですか。農林水産省が五年前に行った平成二十七年自家増殖に関する生産者アンケートでは、全体で五二・二％の結果でありました。かなりの割合であります。この調査は四十五県、一千五百の経営体を対象にしたものにすぎないのでありますけれども、この調査以外に自家増殖の実態を示すデータはありますか。イエスかノーかでございますので、お答えください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

今おっしゃった調査でございますけれども、自家増殖を行っている生産者の割合は高くなっておりますけれども、これは、自家増殖を行っていると思われる生産者を調査対象として都道府県に選定いただいた結果ということで、母集団が自家増殖を行っているということに傾いているものであるというふうに思っております。

これ以外の調査というのはございません。

○田村(貴)委員 ないんですよ。自家増殖を一律許諾制にするという大きな法改正があるのに、その実態について示されるデータがないんですよ。資料がないんですよ。これが大問題です。

もう一問聞きます。

日本有機農業研究会の調査、二〇〇九年では、有機栽培農家は六割の種子を自家増殖から得ている結果が出ています。

二〇〇七年の種苗法改正審議の際に、農水省は、有機農業の実態を十分把握し、自家増殖の取扱いについて検討する必要があると答弁しました。その後、有機農家の自家増殖の実態は調査されましたか。

○太田政府参考人 お答えいたします。

昨年度、農林水産省は委託事業として有機農業者を対象にアンケート調査を実施しております。これによれば、自家増殖をしている品種の九割は一般品種との回答を得ております。

○田村(貴)委員 ですから、先ほども質問があったように、有機農業をされている方の自家増殖の比率は物すごく高いわけですよ。ですから、そういった方々がこの法改正によってどういう影響を受けるのかというのがちゃんと聞いて、そして、聞いた内容について委員会に示していただけなれば、私たちは審議できませんよ。

農家への許諾制の影響について伺います。

影響が及ぶのはごく限られた品種だということに答弁があつています。しかし、省令で規制される登録品種の数は何品種あつて、法改正されれば、現在登録されている登録品種のうち何品種が新しく許諾が必要となるのでしょうか。この数字についてお答えください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現在も、農林水産省令で定められました栄養繁殖をする植物につきましては、自家増殖に許諾が必要となっております。これは現在、三百九十六種類の植物が定められております。

これに対して、法改正によりまして新しく許諾が必要となる植物の種類は、三百八十四種類となります。

○田村(貴)委員 そうすると、新しく五千二百九十四品種が許諾が必要な範囲に入ってくるというわけですよ。非常に大きいですよ。影響が出て

きますよ。

それで、農水省は農家の負担増はさしてないというふうに言っていますけれども、登録品種を、これは聞いてくださいよ、大臣も。登録品種を自家採種して、今は許諾を求められていないという農家があったとします。だけれども、法改正があった後は、許諾を求められる可能性はありますよね。許諾が求められないままで営農を続けられるという保証はどこにありますか。

○野上国務大臣 まず、自家増殖については、一般品種を用いる場合には許諾は必要ありませんが、今お話のあった登録品種を用いる場合にも、ブランド米のような現在も種子や種苗を購入している場合ですとか、先ほど議論になりましたイチゴのように現在も増殖が許諾されている種苗を利用している場合には、新たな負担は生じません。また、そもそも、育成者権者が許諾不要との意思を示している場合には、許諾は不要となります。

また、負担との話もありましたが、農研機構や都道府県は普及を目的として品種を開発しておりますので、高額の許諾料を徴収することは通常あり得ませんし、民間の種苗会社も著しく高額な許諾料を取るということは、この水準を見ておりますので、考えにくいと思っております。そういう意味では、今般の法改正によって過度な負担が生じるということは考えておりません。

また、許諾の手続ということもお話がありましたが、団体等がまとめて許諾を受けることを周知するほか、個人の農業者が簡単に手続できるように、許諾契約のひな形を示すなどの対策も講じてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 私が聞いたのは、今、育成者が許諾を求めているという農業の実態があつて自家採種をしている、しかし、この法改正後に権利者が、やはり許諾を求めます、許諾料をいただきますというふうに判断するのは、それは権利者の意思次第で変わっていくんじゃないですかと聞いているんですよ。今の形態が全く同じような形態で続くという保証がどこにあるんですかと聞いて

いるんです。お答えください。

○太田政府参考人 お答えいたします。

先ほどイチゴの話でいろいろ御議論させていただきましたけれども、産地で重要となっている品種につきましても、産地化のために都道府県の試験場あるいは農研機構が開発したものでございます。それにつきましては、産地化をする、あるいはブランド化をするということで開発しておりますので、引き続き栽培していただくように許諾が与えられるというふうに理解をしております。

○田村(貴)委員 今の答弁は重要ですよ。

許諾は請求しないんですよ。許諾を求めることもなくて、許諾料を請求することも絶対ないわけですね。ちゃんと答えてください。

○太田政府参考人 手続としては、許諾を求め、それによって、先ほども言いましたように、産地化を図るというふうなことで開発されておりますので、許諾が行われるというふうに理解をしております。

○田村(貴)委員 許諾を求めるんですよ、権利者は。ですから、法改正をすることによって権利者の背中を押すことになることは間違いありません。権利者が許諾を要求し、許諾料を請求する、こういう流れになることは間違いないんですよ。だから皆さん心配されているんですよ、自分の許諾料がどうなるのかと。そのことについて、全然納得できる説明資料がありません。

種苗の海外流出は、自家増殖を禁止したところで防ぐことはできません。海外流出に農家がかかわっていたということも立証されていません。さらに、登録品種の許諾制導入で、農家の負担はふえる可能性があることが明らかになっています。種苗法を変える必要はありません。

時間が参りましたので、この先の議論については次回でやらせていただきたいと思います。

きょうはこれで終わります。
○高島委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時三十分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、第二百一回国会、内閣提出、種苗法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、有限会社横田農場代表取締役横田修一君及び日本の種子を守る会アドバイザー・NPO法人民間稲作研究所アドバイザー印輪智哉君、以上二名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じますので、よろしく御願ひ申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、横田参考人、印輪参考人の順に、お一人十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て発言していただくようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願ひいたします。

それでは、初めに、横田参考人、御願ひいたします。

○横田参考人 ただいま御紹介いただきました、有限会社横田農場で代表取締役をしています横田修一と申します。本日はどうぞよろしく御願ひいたします。

いる取組について御紹介をさせていただこうというふうに思います。
では、ページをめくっていただいて、二ページ目、右下にページ番号がついておりますけれども、そちらで御案内させていただきます。
まず、横田農場の御紹介を簡単にさせていただきます。

横田農場は、茨城県龍ヶ崎市のところにございます。茨城県の南の方、千葉県に近いところにございます。比較的平たんな地域でございます。ただ、こまでも一時間ぐらいで来れるというところもあつて、どちらかというと、都市化が進んだり、地元に残って農業をやろうという方が非常に少なくて、全国どこでもそうですけれども、高齢化による農業者のリタイアが非常に進んでいるという地域でもあります。

その下ですね、社員です。役員が二名、父と私ですけれども、あと社員が九名ということで、主に生産を行う者はこのうちの六名ということで、全員でお米をつくっていることはなくて、六人でやっております。その下、事業の部分は、うちは、お米、水稻の生産、販売、それ以外のものは基本的にやっております。お米をつくっている農家ということでございます。

その下に沿革と少しございますけれども、平成八年に法人化をいたしました。それまでは普通の一農家でしたけれども、平成八年に法人化をしております。その下にいろいろ書いてありますけれども、大きいところというと、平成二十五年に第五十二回の農林水産祭で天皇杯という大変名誉な賞をいただきましたけれども、この賞をいただいたのも、この後に御説明をするような、多品種を組み合わせて、作期分散を図って、少ない機械、少ない人手、人数で低コストな栽培をするというところが評価されて、受賞させていただいたというところでございます。

では、次、三ページの方に行かせていただきます。特徴の①というふうにございます。
先ほど言いましたように、水稻、稲作、百六十

ヘクタールほどございますけれども、これはあくまでもトータルの面積でありまして、実際には田んぼの枚数でいうと合計四百七枚という、比較的小さい田んぼがたくさん、多いということです。十アール未満の田んぼが四〇％を占めるということ、必ずしも大きい田んぼばかりでは、百六十ヘクタールもやっていて、大規模で条件等がいいところでやっているんだねと思われてしまうんですけれども、決してそういうことだけではないんですね。そのかわり、余り積極的に規模拡大をしたわけではないので、比較的狭い範囲の中でやっているというのが、圃場間の移動が少なくなくてというところが特徴の一つでございます。

次です。四ページ目のところ、規模がだんだんふえているというところがあります。大規模な農家だというふうに見られてしまうんですけれども、私が農業を始めたのが平成十年ですけれども、そのころは二十ヘクタールぐらいの、それでも大きい方といえば大きい方ですけども、ということでもやってきましたが、だんだん、残念ながら高齢化でやめていく方が多い、そういう方たちの農地、地域の農業者の方の農地をお預かりして、面積がふえているということでございます。

五ページ目、済みません、速くて申しわけありませんけれども、特徴②というところに、そういった環境の中で、特徴としてよく言われるのが、一台の田植機、一台のコンバインで百六十ヘクタールの面積を行っているというところが特徴として挙げられます。どうしても米農家は、機械の減価償却費、何でも自動化、機械化して非常に効率的に作業できる、楽に作業はできるんですけども、そのコストがどうしてもかかるということ、それをなるべく少ない機械でやろうということ、一台の田植機、一台のコンバインで、それをどうやってやるかという、作期を拡大して、わせからおくてまで、ここには作期拡大のための八品種と書いてあります。作期を拡大するために八品種、厳密に言うと今十品種ほどつくっておりますけれども、それはちよつと、いろいろ

な目的があつてつくつているので。作期を拡大するという意味でいうと八品種ですね、わせからおくてまで。

品種が持っている栽培適期、生育の適期の時期をずらしながら、田植でいえば四月の下旬から六月の下旬まで二カ月間、田植をずっとやり続ける、稲刈りでいえば八月の下旬から十月の下旬まで二カ月間やるということで、機械をなるべく効率的に稼働して、稼働時間を延ばして、少ない人数、少ない機械でやっているというのが特徴でございます。

仕事ですけれども、そういうことをやっているというところでございます。次、七ページの方ですね、種子、実際にどれぐらい種を使っているかということなんですけれども。八品種と書いてあるのは実際は十品種でございますけれども、全部で大体七トンぐらいの種もみが必要になります。実際に使っています。そのうち、自家採種として採種したものが大体六千六百キログラム、六・六トンぐらいの種が使われている、自家採種したもので賄っている。あとは、購入したものが大体四百キログラムですね。先ほど言った、それぞれの品種の一ヘクタール分ということで、四百キログラムずつは購入しているということなんです。

本日の話は、この次、六ページ目のところからでございますけれども、横田農場で種子をどうしているかということでございます。横田農場では自家採種を基本にやっております。ちよつと前までは二、三年置きに種を全部購入して更新するというを行っていたんですが、それでも、二、三年に一回起こる種子の更新のタイミングで大量の種を購入するということになりましたので、今は、ちよつと説明がわかりにくいので申しわけないんですけども、つくっている田んぼの中で、先ほども言いました、今は十品種ありますけれども、それぞれ、面積は何十ヘクタールとかとつくつていっているんですが、一ヘクタールずつ購入の種子を、一ヘクタールをつくるためだけに買うんです。それを、うちの採種圃場というふうに決めて、そこからとれるお米のうちの一部を来年の種として使うという形をとっています。それはなぜかといったら、種が古くなったり、おかしくなつてまざつたりとかということがないように分けているわけですけども、そういった形で種をとっております。

種子を購入しようとする、いろいろな販売先、JAさんとかが主ですけども、大体、キロでいうと五百円から七百元ぐらいの単価になりますので、これを仮に七トン全部購入するとすれば、三百五十万円とか四百九十万円ぐらいになります。それは大きな負担じゃないかといえは、金額は当然大きいわけですけども、それは規模が大きいからということもあつて、生産コスト全体から見ると一％ぐらいということで、それを大きいと見るか小さいと見るかはそれぞれですけども、それぐらいの割合になるということでございます。

当然その種も、種をもみのまま保管すればそのまま使えるというわけではないので、それをまた選別をしたり、当然、選別すると少し減つてしまつたりとかということもありますけれども、そういった選別を行つて、いい種を、いい種を使わないと僕らはいいい栽培ができませんので、そういった選別も自分で、これから冬の時期の僕らの

今回の法の改正で自家採種に許諾料がかかるということになる可能性があるということを知っていますけれども、仮にそういうふうになつた場合、①、②と書きました。つまり、自家採種をする、当然それに許諾料が今度はかかるということですけども、それと、自家採種したものも当然、先ほども言つたように、そのまま使えるわけではなく、選別をしたりというコスト、人件費も、選別するための機械の減価償却もありますので、そういったコストがかかる。それと、例えば、購入した場合のコストですね、今お話しした、購入するとキロ五百

円から七百元ぐらいかかりますけれども、それを比べて、どっちの方が経営的に有利なんだろうねということを経営判断をするということになるのかなと思っております。

八ページ目ですね、先ほどもちよつと触れましたけれども、生産コストに占める種の割合、種が高いということなんですけれども。

じゃ、それつてコストの中でどれぐらいを占めているんだろねというのが、円グラフに書いてあるものですね。ちよつと、済みません、私の資料が古くて、これはいつも使っていて、古いやつで申しわけないんですが、新しいものは農水省とかに問い合わせただければと思います。

左側は、平成二十四年の、農水省が出している生産費調査の六十キロ当たりの生産費、全国十五ヘクタール以上層という比較的大きな階層のもんです。そこで言っている種苗費で大体二％ぐらいです。横田農場でいうと、これは右側、平成二十六年の生産コストなので本当は比べやいけないんですけども、そちらで比べると種苗費の割合は一％ということなんです。

先ほど言つたように、自家採種を中心にして、なるべく種のコストを抑えようとしているので、全国平均と比べると少し小さくなつておりますけれども、それでも一％か二％かということ、それはそんなに必ずしも全体を占める割合として高いと僕は認識していません。むしろ、ほかの部分で、少ない機械でやるか、ほかにもつと、僕らとしては経営努力でやらなければいけないところは大きいのかなというふうに思っております。

次、九ページのところですね、横田農場が期待する新品種というふうに書いてあります。先ほども言いましたけれども、横田農場の特徴が、作期を分散して長い期間作業する、それによつてコストを下げるということをやっているわけですけども、じゃ、今と同じやり方で作期を、ただ品種を並べればそれだけの期間が延ばせるかという、必ずしもそういうことではなくて、天候のリスクも、今は、最近、大型の台風が

来たりだとか、いろいろな新しい害虫が出てくる
とか、病気が出てくるとか、いろいろな問題が経
営の中ではリスクが高まっていますので。

これはちよつとお恥ずかしい話ですが、この折
れ線グラフは何かという、単収の変化なんです
す。赤い折れ線グラフは全国平均です。二〇〇四
年を一つとしていますので、全国平均でいうとそん
なにならないわけですから、細い線になっ
ているものが、横田農場のいろいろな品種ご
との、その年ごとの収量の変化です。これだけ変化
しているんですね。これは決して横田農場のつ
くり方が悪いとかということではなくて、そう
いうこともあるのかもしれないけれども、天候
とか、いろいろな病害虫とか、いろいろなものが
あつて、非常に安定させていくのが難しいとい
う状況になってきています。

我々は、もちろん農家として、技術を高めて安
定生産をしていくということは当然やっていかな
きやいけないわけですが、こういう気候変
動とか新しい病害虫なんというものが出てくる
と、もともと品種が例えば高温に強いとか、病害
虫にも強いみたいなものが当然必要になってくる
ということだと思います。これまで、どちらか
というとう良食味とか、そういったところ向けの品
種開発が多かったかもしれないけれども、これ
からは、よりそういった視点の品種改良が、新し
いものがまだまだ必要になってくるというふうに
感じています。

ですから、新しいものを僕らは使わないと経営
的にも厳しいということであれば、新しい品種が
どんどん出てくる。育種する人、県とか国とか、
民間の場合もあるかもしれないけれども、そう
いった人たちがどんどん新しい品種をつくって、
それを、僕らがこういう気候変動下で作期を分散
しても、安定して生産して、経営をきちんと維持
していくということができるよう体制をつくつ
てもらうということが、私たち農家にとっても重
要かなというふうには考えております。

以上、簡単に、早足で申しわけありませんでし

たけれども、私の方からの御報告とさせていただきます。
（拍手）

〇高島委員長 ありがとうございます。

次に、印鑑参考人、お願いいたします。
〇印鑑参考人 まず、このような機会を与えて
いただいたことに対して大きな感謝を示したいと思
います。

これまで、国内外の食の問題について研究して
きました。その観点から、今回の種苗法改正案が
持つ問題についてお話ししたいと思います。

まず、農水省、政府はこの法改正の必要性を、
日本の優良な品種の海外流出を避けるために国内
における自家増殖を規制しなければならぬとい
うふうになっているんですけれども、これは逆に
言えば、日本の国内の農家が国外に流出させてい
る犯人だということになると思うんですね。だっ
たら、その根拠はあるのか、その証拠はあるのか
ということがまず問われなければいけないと思
うんですけれども、その確たる証拠というものは出
ていません。根拠の乏しい説明になっていると思
います。

そして、海外での不正な使用をとめるためには
海外での登録こそが唯一の解決策と農水省自身が
述べられておりますので、これは余りに取つてつ
けた説明と言わざるを得ないのではないかとい
うふうに思います。

二番目に、三ページのグラフがあるんですけれ
ども、自家増殖をとめない品種企業が新品種を
つくる意欲を失ってしまう、こんなことを言つて
いるんですけれども、実際に、一九七八年、今の
品種登録が始まる年から、新品種は毎年順調に伸
びていました。自家採種ができるにもかかわらず、
順調に伸びていたんです。ところが、この十
年間、これがとまってしまった、伸び悩んでいま
す。この原因は何なのかということなんです。実際
に、自家増殖する余裕がなくなってきた農家など
もふえていると思いますので、ここで、自家増殖
するから新品種が伸びないんだということとは、こ
のグラフからは読み取れないと思います、説明と

してなっていないと言わざるを得ないと思いま
す。
そして、今回の法案の説明で更におかしいの
は、農家にどのような影響を与えるかということ
なんです。

農水省によりますと、種苗法の対象となります
登録品種というものは一割程度だ、それ以外が九
割だ、自由に自家増殖できるものが九割あるん
だ、こんなことを説明されているんですけれど
も、本当にそうなのか、調べてみました。

しかし、調べてみますと、五、六になります
が、各都道府県が設定している産地品種銘柄に指
定される銘柄を調べてみますと、半分以上が登録
品種なんです。実際に生産は、コシヒカリとか
スーパースターがいますので、コシヒカリなんか
は一般品種ですから、一般品種の方が生産は多く
なるんですけれども、それでもやはり登録品種は
三三％ある、一割というふうなものではないと言
わざるを得ません。

そして、実際に、県で力を入れている例えば沖
縄のサトウキビ、このような品種でも、やはり登
録品種の割合というのは非常に高いと考えられる
わけですね。

こうして見ますと、登録品種は、宣伝されてい
るように一割しかないという説明と、現実はかなり
違いがあると言わざるを得ないと思います。

そして、登録品種に関して、自家増殖は規制す
るのがグローバルスタンダードであるかのような
説明がされておりますけれども、実際には、世界
で全ての登録品種の自家増殖を規制している国は
存在しないと思います。

EUでも、主食に関するものは基本的には例外
に設定されております。自家増殖は認められてお
ります。許諾料は払わなきゃいけないよというの
はあるんですけれども、実際に、穀類ですと九十
二トン、芋ですと百八十五トン未満の農家は許諾
料の支払いが免除されています。これはどれぐら
いの大きさの農家かといいますと、大体十五ヘク
タールとか十八ヘクタールになると思うんです

ね。
この規模の農家だったら、日本の農家はみんな
許諾免除ですよ。そのような例外がこの種苗法
には存在していません。やはりこれもおかしい
のではないかと思います。

そして、アメリカの場合は、自家増殖が禁止と
されるのは特許が取られた作物のみであつて、そ
れ以外のものは基本的に自家増殖ができる。栄養
繁殖のものはちよつと除きますけれども、基本的
に自家増殖はできるという法制度になっていま
す。

こうなりますと、このような法制というのは世
界で類がないわけですね、そういったものをつ
くってしまうというのはいかなるものかなとい
うふうに思います。

そして、農水省は、許諾料はとも安いかから
農家には影響を与えないと説明しているんですけ
れども、しかし、許諾料に関する規定は現在の種
苗法改正案には書かれていません。ですから、ど
うなるかというのは任せている、性善説によつて
いるということになります。独占が進んだら、安
いままであるとは限らないわけですね。これが今
後高くなっていくことを考えますと、そもそも生
産資材の低廉化を目的とした農業競争力強化支援
法にも反する立法となってしまうのではないかと
言わざるを得ないと思います。

そして、これもちよつと強調したいんですけれ
ども、農水省の説明では日本の優秀な品種が海外
に流出するという懸念ばかりが強調されるんです
けれども、今の世界状況はかなり変わってきてい
ます。

十三ページに掲げているグラフを見ていただき
たいんですけれども、このデータというのは
UPOV同盟のデータなんです、日本は二十年
前までは世界第二位の新品種をつくれる国でし
た。しかし、今は、世界のほかの国がどんどん伸
びてしまつて、日本だけが純粋に減少を続けてい
ます。中国には二〇〇九年に抜かれてしまつてい
る。韓国にも二〇一五年に抜かれてしまつてい

る。二〇一一年から二〇一八年で、三六％、日本は減少しています。これに対して、韓国は二・八倍、中国は二十二・八倍にふえているんですね。日本だけが何でこんなに減ってしまうんです。その原因は何なのか。

その原因は、今の日本の国内市場は、スーパーに行けばわかると思います。安い海外の農産物であふれ返っているんですね。これは、農業を犠牲にして進められた自由貿易協定の結果だと言わざるを得ないのではないかと思います。そして、離農者はどんどんふえるばかりです。そうなりますと、農村の衰退に伴って、新品種をつくる必要のない人材、能力ある人たちが、こういった人も得がたくなってきたしまっている。

そして、一九九八年までは、地方自治体には補助金という形で種苗事業に安定財源が確保されてきました。しかし、それは九八年に地方交付税となってしまうと、種苗事業に安定的な投資が行われていないというのが現状ではないでしょうか。ですから、非常に減ってしまっている。

外国産品と競合を迫られる農家にとっては、その負担をふやす種苗法改正は、さらなる離農者をふやすと思うんですね。そうすると、種、苗を買う人が減ってしまうんです。こうなると、今度は種をつくる側の人たちにとっても、市場が小さくなってしまうから、逆効果になってしまいますね。こうなってしまうと、今後の日本の種苗事業にとって大きな問題を逆につくり出すんじゃないかと思うわけです。

そして、特に強調したいのが、稲の問題、お米の問題です。といいますのは、今、日本が唯一種を自給できるというのは稲しかないんですね。お米は、日本の食料保障の最後のとりでなんです。そのとりでを守ってきた外堀は、種子法廃止で埋まってしまいました。そして今、内堀が埋められつつあるのかなと危惧せざるを得ません。

アメリカは、大豆やトウモロコシは民間企業任せにしているんですけども、主食である小麦は農家が自家採種しています。そして、公共機関が

ちゃんをつくって、安いものを提供しているんですね。この制度はいまだに続いています。日本もそうでした。でも、日本はその制度を今やめようとしています。こんなことで、この最後のとりでがなくなってしまう。

公的種苗事業が衰退していつて民間企業に委ねられた場合、これまで地域を支えていた多様な品種というものはなくなってしまう可能性があるのではないか。種をとるか、とらないかじゃないんですね。買うか、買わないかの問題じゃないんですね、種そのものがなくなってしまう、そういう危険が今あるんじゃないかと思います。いいものです、稲の多品種を供給する民間企業は存在しております。

食は社会の基盤でもありますし、それを失うことは、独立国としての体裁すら奪ってしまうことにつながりかねません。現在でも、日本に登録される外国品種の法人の割合は激増しています。

十七ページにグラフがあります。外国企業の割合、日本に登録されている品種で外国法人のもの、これがこのような形で急増しているんですね。この状況は、今はお花の品種だけだから大丈夫だというんですけれども、これも、種苗法で公的種苗事業が衰退していったら、ほかの、お米とか、そういったものにも入っていく可能性は僕は十分にあると思います。

農水省は、二〇一五年に知財戦略二〇二〇を策定しました。その中で、種苗の知的財産権が大きな柱に位置づけられました。知的財産権では種苗法の育成者権と特許法の特許権の二つの形態があるんですけども、この二つとも農水省は強化していく姿勢を示しています。ちよつとこれは種苗法から枠を超えてしまう話なんですけれども、知的財産権を強化するということが何をもちたらずか、十分注意が必要だと思ひます。

特許じゃない方なんです。特許の方は、この二十年間ほとんどふえていないんです。しかも、真ん中のグラフに注目していただきたいんですけれども、アメリカですら、特許をとられた種を握っているのはアメリカ企業じゃないんです、外国企業が六割とっているんです。アメリカですら六割ですよ。これを日本でやったらどうなるでしょう。ほとんど外国企業にとられてしまう。つまり、知的財産権を強化していくことによって、逆に外国企業に日本の種苗市場を握られる結果になりかねません。

そして、看過できないのが種苗表示の問題です。今回の種苗法改正で種苗への表示が強化されるということなんですけれども、これは深刻な話だと思うんですね。というのは、普通の大豆の種だと思って買った、ところがそれはゲノム編集されていた、つまり遺伝子操作されたものを自分は知らないうちにまいていた、こんなことが起きかねないんです。

しかも、EUやニュージーランドはゲノム編集は遺伝子組み換えとして規制すると言っているんです。韓国や台湾もそれに追従するかもしれません。そうになると、日本の食は輸出できない、こんなことになりかねません。そういう意味で、これをしっかりと表示することは不可欠だと思います。

これまでの種苗法は、新品種を育成した育成者と、それを使う農家の権利をバランスさせることに大きなエネルギーを注いでつくられたと伺っております。現行種苗法をつくられた方々の御努力に強い敬意を表せざるを得ません。

しかし、二十ページにありますように、今回の種苗法はそのバランスを壊してしまうものです。このようにバランスを壊してしまうことによって、日本の農業にとっては大きな問題を引き起こすのではないか。自家増殖というのは農業の基幹技術であり、それを失うということは日本の農業にとって大きな制約になってしまう、そういう懸念を持ちます。

この停滞している種苗育成をどうしていくべきか。その鍵は、二十ページのように、育種家の方、育種家農家、使う側、買う側も含めて両方を底上げする、そういう政策が必要なのではないでしょうか。これがなければ、バランスを失わせることによって、日本はアジアの諸国にも追いつけない、そんな状況が生まれてしまうんじゃないかと思えます。

今、種苗の多様性が危うくなっています。多様性を失うことで、私たちのこの地球の生態系はかたつてない危機に瀕していると言われています。これに對して、国連FAOはローカルで多様な食を守る事が今後の人類の生存に欠かせないとしています。そのためには、地方自治体で三百品種近くを今つづけています。在来種を持っている農家の方は、千ぐらいを持っておると言われています。まずはこの多様な種を守ることがむしろ大事なんじゃないでしょうか。

このような、多様性を失っていくことは、私は、民間企業の独占になっていきますと本当に劇的に多様性は失われてしまいます。これは日本の未来が失われるに等しいと思います。

今必要なのは、このような在来種を守る、そういう方向ではないかと思えます。現に、ブラジル、韓国でもそういった方向に進んでいます。イタリアは、生物多様性を守るために中央政府が地方自治体に権限を移譲して、地方自治体で在来種を守る、そういう政策が今進んでいると聞きます。こういった政策から学ぶ必要があるのではないかと思います。

最後に、食料・農業遺伝資源条約におきましても、小農及び農村で働く人々の権利宣言におきましても、農家は種を守ってきた貢献者と言われています。つまり、登録品種であつたとしても、農家は本の共著者であるわけです。そういった共著者の権利を一方的に、世界に類例のない形で奪うような法改正はあり得ないと思います。

残念ながら、今、賛成も反対もほとんど農家の人たちに浸透していません。知らない人がほとん

どです。そのような状態で、この審議が進んでしまふということはやはりまずいと思います。地方公聴会も含めて、しっかりと、慎重な論議が必要だと思ひます。

この十年、世界は大きく変わりました。今の政策は大きく変わりました。これを考えますと、やはり日本も大きく変わらなさいいけない、今そういう時代に来ていると思ひます。そのためには、古い考えでもつてつくられている種苗法改正案ではなくて、もう一回、今世界で動いている、多様性を守る、地域の種苗をどうやって守るか、そういったことをもう一回考える必要があると思ひます。

この改正案は、二十二年ぶりの歴史的な改正になりますので、このようなおかしな説明で拙速な審議をしないようお願いしたいと思ひます。

賢明な議論が行われることを心から祈念して、こちらの報告を終えたいと思ひます。どうもありがとうございました。（拍手）

○高鳥委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○高鳥委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。野中厚君。

○野中委員 自由民主党の野中厚です。本日は、横田参考人、そして印鑰参考人、両参考人に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、この委員会を通じて懸念が払拭され、何のための法改正かということが明らかになればよいなというふうに思っております。まず、両参考人にお伺いしたいと存じますが、本法案の改正について評価すべき点、期待する点、また懸念する点などがあれば、お伺いしたいと思ひます。

○横田参考人 この改正で評価するところ、期待するところがございます。

先ほど説明申しましたけれども、やはり、今までと農業の環境が気候も含めて物すごく変わっているということを考えると、当然新しい品種をつくっていかないとけないというところが前提です。新しい品種がどんどん出てきて、それも、新しい品種が出ればそれで浸透するかというところ、つくってみると思つたようにつくれないとか、そういうことがたくさんあります。新しい品種は今もお米でもどんどんできていますけれども、実際はつくってみると思つたようにいかないというものが多くてですね。そういう意味でいうと、やはり新しい品種をいろいろな地域で試してということが必要です。新しい品種がどんどん出てきて、しかも、それをつくる人がきちつと権利を守れるというか、つくりやすいというか、そういう環境を整えていくということは必要かなという。そういう意味で、僕は評価できると。それは結果的には農家にもプラスになるんじゃないかなというふうには思っています。

あと、懸念といいますが、ちよつと心配があるところといえば、例えば、許諾料みたいなものが高額になつて、農家の負担が大きくなるんじゃないかという心配も一部ではあるかと思うんですが、今、種子、種を買うときにキロ五百円とか七、八百円とかかかっていますけれども、つまり、今後でいえば、そこに許諾料みたいなものが含まれているというふうには考えられると思うんですね。

今後、例えば自家採種にしたときに許諾料がかかるということであれば、今までもそれだけのコストがかかっていますし、これからは、それが何か今までと比べてとんでもない金額になるということとは恐らくないんじゃないかなというふうに、樂觀的かもしれないけれども、そういうふうな考えられているということと、あと、それが物すごく高額になつて、経営に負担がかかるということとまで上がれば、それは、僕は、僕は経営として、そんな品種はちよつとつくれないねと言つて、選択しないだけ。それでは今度は逆に、使ってもらえないで、つくった側も困ってしまうわけですから、その辺は、市場のバランスというか、それが起こってくるんじゃないのかなというふうに考えていて、特別心配する部分ではないのかなというふうには考えております。

○印鑰参考人 十五分間、懸念ばかり言つたと思ひますので、期待するものをなかなか考えつかないんですけれども。

特に、先ほど横田さんもおっしゃられましたけれども、許諾料について規定がないんですね。インドでは大きな問題が起きました。モンサントに種子企業が買収されてしまひました。コットンでは、インドの農家はモンサント系の種苗会社からしか種を買えなくなつたんですね。デシという在来の種が、すごくいいものがあつたんですけども、それは売れなくなつてしまつた。その結果、どうなつたかといひますと、農家は高い種を買わざるを得なくなつてしまつた。その結果、インドでは多くの農家が債務まみれになつてしまつて、自殺が三十万人を超したということがあります。そして、インド政府は、強制的にモンサント社のロイヤリティーを切り下げる、こういう強権発動を行いました。

じゃ、それを日本政府ができるんだろうか。今の種苗法ではこれは難しいのではないかなと思ひます。その点、大きな懸念は尽きることがないのかなと思ひます。残念ですけれども、僕からはそんなふうには言わざるを得ません。

○野中委員 ありがとうございます。まず、懸念事項でありますけれども、午前の質疑でもありました、許諾料の額というのは幾らぐらゐの規模になるのかということですが、一般論で、公的機関が利益を求めるといふこともないし、会社が参入しても、それ以上の高目の額を設定すると、先ほどおっしゃつたように生産者は買わないという選択肢もありますので、やはり、普通に考えれば、許諾料が新品種を改良したメリッ

ト以上の額になることは当然ないということでありまふ。全体の懸念事項も含めて、当然、農水省も今必死にこの種苗法改正法案について発信をされていますけれども、やはり、我々も地元を抱えている議員として、不安を払拭するために、それぞれ、地元で生産者の方々にはこれは伝えていかんきやいかぬなというふうに思つたところでありまふ。

その上で、これは何のための法改正かというところ、先ほど横田さんがおっしゃつたとおりに、まずは知財の保護です。まずは、日本の誇るべき農業が海外に流出をしまつてしまひます。また、海外への輸出促進政策についてもこれは大きな損害です、これをまず守つていく。その上で、守つた上で、法改正をして知財の保護を強化する、その中で、品種育成の振興、ひいては農業者全体の所得向上のメリットにつなげていく、これが法の趣旨であるというふうに思っております。

現に今も、農水省の調査においては、中国、韓国でネット販売されている種苗に、三十六品種、紅ほつぺなど日本で品種登録された名称のあるものが少なくともあるということがありますので、今回この法案を改正することで、農家の方にも利益が及ぶようになるという法律であると私は考えております。

次に、横田さんに質問させていただきたいと思ひますが、本来、きょうの参考人以外でお会いする機会であれば、いろいろなことを聞きたいんですが、というの、昭和五十一年生まれでいらつしやるということ、私も五十一年生まれ、同じ年で、先ほど説明がありました、二十ハクタールから今百六十ハクタールまでふやしている。そして、今後の日本の米政策についてどのように考えていらつしやるのかとか、一台の田植機、コンバインで百六十ハクタールをやると、何年で切りかえているのかですね。これは質問じゃなくて、次にお会いするときに聞かせたいいただきたいというふうに思ひますが、本来であれば集積、集約をしてやつていくとい

うのが一般的なんです。横田さんを見ると、非常に散らばっている部分もあるし、すごく農機の購入代を抑えた取組をされているなというふうに関心を持ったところです。

その中で、経営コストを下げるために自家増殖をされているということですが、どれぐらいの経営規模であれば自家増殖が有利になるというふうに考えていらっしゃるでしょうか。自家増殖か、買うかということ。

○横田参考人 御質問ありがとうございます。

経営規模には全く関係ないと思います。私も自家増殖を、先ほどもちょっと説明の中にありましたが、前までは数年に一度、恐らく僕が農業を始めた当時くらいまでは数年に一度交換というふうにしていたんですけれども、それを、先ほど言った、一ヘクタールずつ種をとるという方法に変えました。三年ごとに一度にかえるということも、三年で交換していないときは自家増殖をしているということですので、自家増殖をずっとやっているわけです。

種のコストを抑えるとかという視点でいうと、種代は規模にかかわらず十アール当たりが決まっていますので、そういう意味でいうと、規模にかかわらず。横田さんは大きいから意味があるんだというと言われると、そんなことはなくてですね。どんな規模であっても、自家増殖をすることによりコストを下げる。それも、必ずしもコストが下がるかどうかは、種の選別とか、そういった手間もかかりますから、それはちょっと、農家自身が購入とどちらがメリットがあるかというのはそれぞれ考えていく必要があると思うんですが、必ずしも経営規模によるものではないというふうには私は考えています。

○野中委員 わかりました。その中で、横田さんは自家増殖をされているということです。

それで、先ほどもありましたけれども、今回の法改正が仮に成立すると、登録品種で自家増殖をされている分については許諾料が発生するということですが、その点について、改めて

ちよつとお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○横田参考人 当然、これから先、仮に成立すればの話でしょうけれども、登録品種については許諾料が発生する、我々はきちつとそれを払っていく、それは当然、限界はあるかもしれませんが、でも、それを払つても登録品種が、恐らく新しい品種が、先ほども言いましたように、例えば、収量がたくさんとれるんだとか、病気に強いんだとかということがあれば、それは経営として取り込んで、従来の品種よりもより収量がふえる、より安定してとれる、じゃ、種子代に例えば許諾料を払つてもプラスになるからそれを選ぶとか、いや、余りプラスにならないから、じゃ、従来の一般品種を使おうとかいうことを、一つ一つ経営判断をするということになるかと思っています。

だから、いずれにしても、それでもメリットがあると感じれば、許諾料を払つてもメリットがある、それと登録品種を使った方が経営的にプラスになるということであれば、それをしっかりと選んで、しっかりと許諾料を払つて、それで更に経営をプラスにして安定させていくということが、我々のやつていくことかなというふうには考えております。

○野中委員 ありがとうございます。

横田さんのところの種子の実績を見せていただくと、三百五十万から五百万の種代がかかっているということであります。これは、仮に全量を自家増殖した場合の知財相当分を許諾料として計算すれば、五万から六万程度というふうになるわけです。今、横田さんが説明をしていた、選択するのは、改良によつて収量が安定するとか、メリットがあればそっちの方に行き、選択というのは生産者が行うことであります。

その中で、改めて確認をしますが、許諾料が五万なり六万発生するから現在の登録品種の自家増殖分を一般品種にかえるとかいうことはいないのか。また、その逆も、何品種か一般品種をつくつていらつしやると思うんですが、仮に作付

の時期が重なって、登録品種としていいものがあるれば許諾料がかかってもそちらの方に転換するということでもいいのか。確認の意味を含めて、お聞かせいただければと思います。

○横田参考人 そういうことだと思っています。

先ほども言ったように、種子のコスト、いわゆる生産コスト全体は、私たちの生産コスト全体から見ればそう高くない。そこに少し更に、仮に今の自家増殖よりもプラスアルファでコストがかかったとしても、生産コストから見ればそんなに大きな問題ではなくて、むしろそれよりも、繰り返しになりますけれども、収量がふえるとか、病気に強いとか、それによつて防除の回数が減つて、防除のコストが減るとか、そういうことの方が僕としてはメリットが大きく感じますので、その場合その場で品種ごとに経営判断をして選んでいくということ、それが、決して、許諾料がかかるから選んでいくとかということとは起りにくいというふうには考えています。

○野中委員 ありがとうございます。

横田さんのケースから見ますと、種代の費用が全体の1%、そして、仮に知財相当分を許諾料とするならば、掛ける1%ですから、全体の約0.1%が今回の許諾料のコストということになります。

その上で、一般品種か登録品種かを選択するのは生産者の自由ですから、そしてそこに、何をもちて選択するかというのは、やはり、生産者である横田さんがおつしやつた、単収がいいとか、収量が安定しているとか、味がいいとか、見た目がいいとか、そういったものを総合的に判断をして生産者の方が決めていかれるということであります。

ぜひ、この種苗法改正法によつて、生産者の方の所得が向上するとともに、日本の知財が海外に流出しないことを期待いたしまして、私の参考人質疑とかえさせていただきます。

お二人の参考人の皆さん、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

○高島委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 きょうは、両参考人に、大変お忙しい中、お時間をいただいております。ご越えいただきまして、改めて心から感謝を申し上げます。次第でございます。また、先ほど、それぞれのお立場からの御意見を賜りました。

その上で、少し具体的なことについて、何点かお伺いさせていただきたいと思っています。

まず、横田参考人にお伺いしたいと思います。先ほどの御説明、また資料の中でも、実際に、六名での生産、また精米、加工を含めても、この少ない人数の中で百六十ヘクタール、大変な御苦労をされているんじゃないかなというふうな推察しました。その中で、特に、私は、作期の分散を行つて八種類の稲を作付して生産しているという、ここに注目しましたが、ただ、先ほどの資料の説明の中では、天候、季節の問題とか、害虫ですとか、作柄、収量についてなかなか、時には上

下していくという話もありました。

そこで、一つお伺いしたいのは、現在、そしてこれからも恐らく、複数の稲の品種を組み合わせていく、そういう経営が重要というふうにお考えかと思うんですが、今後、そういうふうにお考えで取り組んでいけるのかな、それがまず一つと、もう一つは、今後どのような品種の開発というところに期待をされるか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○横田参考人 作期分散をしていく、先ほどもちよつと言つたように、天候が非常に、例えば、物すごい、これまでに想像もできないような大型の台風が来て、昨年は、茨城もそうだし、特に千葉なんかはかなり影響を受けましたけれども、そういうことが起こると、その率が高まつて、作期分散をすることでより高まるということもあるかもしれません。

でも、一方で、コストを考えると、そんなに短期間で終わらせようとすると、通常、一般的に、例えば農業経営学会みたいな学会でお話をされている中という、二十ヘクタールから三十ヘク

が。
ただ一方で、余りにも簡単で、もともと許諾つてちゃんと機能するのかもしれないところまで、当然、制度が意味がなくなつてしまつては意味がありませんので、もともと趣旨からずれてしまいますので、しっかりと、育成権者と自家増殖をしたい生産者の間できちつとやりとりができるような、それをいかに手間をかけずにできるようにしていただくということは必要なのかなというふう

に思っています。

○稲津委員　ありがとうございます。

次に、印鑑参考人にお伺いしたいと思います。先ほどの趣旨の御説明の中でも、許諾料については法文に明記がないんだという御指摘がありました。これは更にいろいろなところで御検討する場面があるかもしれません。

どうでしょうか、許諾料を設定するという場合が仮にあったとして、例えば、適切なというか、許諾料をどうお考えなのか。すなわち、いや、そもそもそれはもう一切だめですよというのか、あるいは、まあこのくらいだったら農家負担が余り

ないというぐらゐの目安みたいなものを何かお持ちであれば、お答えしたいだきたいと思ひます。

○印鑑参考人　許諾料の目安というものをどう算定するかというのは、かなり難しい問題かなというふうに思ひます。

といひますのは、今、農家、例えば米の場合で

すと、生産コストの方が高くなってしまっている、赤字のような状態なわけですね。そこにわずかであっても足されたら、これは農家にとつては大きな負担になってしまいます。

ですから、これは本当に社会で、どちらも支えなきゃいけないんですよ。種をつくっていたたくさんの人たちと、種を使う側の人たち、これを両方とも支えなきゃいけない。そういう総合的な中でその負担を考えていくべきであって、一方向的に農家の方たちだけの負担でやるというのは無理があるのではないかなというふうにも思います。

ですから、許諾料はいろいろなケースがあると

思うんですね。例えば、接ぎ木なんかでやる栄養繁殖の場合は何年も何年も続くので、そういうことをやっている育苗家の方たちは非常に大変な状況になりますから、やはりその人たちがちゃんとペイされなければいけないと思いますし、そういう個別の作物について、どのように育種側を支えるかということも議論していく必要があるのではないかなというふうに思います。

○稲津委員 時間がかなり参りましたので、最後の質問にしたいと思います。横田参考人にお伺いしたいと思います。スマート農業について触れておきたいと思うんですけど、これだけ、百六十ヘクタール、そして、今、令和元年からスマート農業のプロジェクトに参画されているということとで。

今後、農家経営の中にあつて、これだけ大規模でやっている、当然、更に労力のコストを下げるとか、機械の導入を更に図るとか、あるいは農地の大区画化とか、こういうことがテーマになると思うんですけど、きょうは時間がありませんので、スマート農業についてお考えを簡潔にいただければと思います。

○横田参考人 これは、これだけで相当時間を使わないといけないぐらい、複雑な、いろいろな話が必要だと思えますけれども。

端的に言えば、先ほどの繰り返しになりますけれども、農家生産をしている環境が大きく変わっていますので、当然、つくるのに使う技術も大きく変わっていく必要があるというふうには思っています。今までと同じやり方、今までのやり方を否定するものではなくないんですけれども、それを踏襲しながら、でも、やはりいろいろな新しい取組に挑戦していくという意味では、絶対にスマート農業の技術みたいなものにこれから取り組んでいくことは必要不可欠だと思っています。

今回の話に関係するところであれば、例えば、省力化のために直まきという技術が昔からありますけれども、私もいろいろな品種で直まき、直接

種をまく方法をやっていますけれども、スマート農業の中でも、例えばドローンで種まきをするとか自動化できるとかというメリットはあるんですが、向いている品種、向いていない品種、たくさんあります。全ての品種を同じやり方で、もともと直播に向いていない品種というのはありますので、省力化をするんだつたら、新しい、直播に向いた品種というものがどんどんふえていかなければいけないということだろうと思います。

○稲津委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、きょうは両参考人に大変貴重なお時間をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

○高島委員長 次に、亀井亜紀子君。

○亀井委員 立憲民主党の亀井亜紀子でございます。

きょうは、横田参考人、印輪参考人、お時間をいただきました、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、農家でいらっしゃる横田参考人に幾つか伺いたいと思います。

先ほど印輪参考人のお話で、「国内の農家が海外流出の原因ということになるが、その明白な証拠は出されていない。国内の農家にとっては多くの濡れ衣以外の何ものでも無い」と資料にもありましたが、まさに、きょう午前中、この種苗法について審議入りをしたんですけれども、農家が自家増殖をするということと種苗が海外に持ち出されるということが一体どう直接に関係があるのかということが論点になりました。まさにこの点が、我が党でも非常に大きな議論になっているところなんです。

農水省いわく、許諾制にすると、許諾を与えるときに、これは海外には持ち出してはいけませんよというように念押しできるようにするので抑止力になるのだというんですけれども、でも、法改正したところで念押ししかなければいけないのであれば変わらないと思うわけですね。ですから、本

当に必要なのは、やはり品種登録を海外でも進めるといふことしか流出をとめる方法はないのではないかな。

つまり、初めから苗を流出させようと思っている人はわざわざ許諾を求めずにこっそりやるわけですから、結果として、これは正直者がばかを見る。正直な農家は許諾をとって許諾料を払って栽培をするのだけれども、初めから悪意がある人はやはり持ち出してしまふから、正直な農家がばかを見る法律じゃないかなというふうに我が党では今議論しているところです。

そこで、農家である横田参考人に伺いたいんですけど、自分たちが真面目に、経営上、自家増殖して栽培していることに対して何か海外流出と結びつけられて言われる、もともと歴史的に自家採種することは農民の権利だと思えますけれども、そこに踏み込んで、自家増殖は原則禁止である、登録品種に関してですけれども、そう言われることに、何かちよつと違和感ですとか、心外だと思われることはありませんか。

○横田参考人 御質問ありがとうございます。非常に答えるのが難しいなと思うんですけど、文句を言われたらそれは困ったなと思いますけれども、でも、僕は今回のこの議論はすごく重要だなと思っています。

私も、一方で、全国稲作経営者会議というお米農家の全国組織にも所属していて、若手の会なんか私は以前部長なんかをやらせてもらっていたことがあるんですけど、そういうメンバーと話をしていても、やはり、ふだん我々が一番重要な種の部分に意識がちよつと薄いというか、そういうことの問題意識がちよつと低いようなところがあったので、今回のこの議論をきっかけにそれがすごく高まったという意味で、僕は今回の議論はすごくよかったなというふうに感じています。

例えば、稲作経営者会議で私も部会長をやっているときに、海外の米事情をいろいろみんなで調査に行ったんです。そうすると、やはり、海外

で、現地で生産された、例えばコシヒカリとかと書いてある品種というものが売っているわけですよ。本当かどうかはわかりません。だけれども、そんなことも売られている、僕はそれを見て、これは何なんだと思うわけですね。

先ほどおっしゃったように、例えばそれを農家がこっそり持ち込んでいのかどうかわかりませんが、そういうものを見て、僕はやはり愕然とするわけです。今後は海外に輸出していく、じゃ、そのコシヒカリが何かわからないものと日本から持つていくもので勝負しなきゃいけないとかということになると、これは何なんだろうなと思ってしまうんです。

やはり、そういう意味で、まず我々農家が意識を高めなきゃいけない。そういうことによつて、今回のこれをきっかけにそういうことが起こるでしょうし、先ほど言った、正直者がばかを見るのかもしれないけれども、でも、やはり業界全体としてそういうものをしっかりとつかやつかいかなきゃいけない。もし何かそういうものを見つけたら、これ、だめなんじゃないかということをしつかり言える体制になるというのは僕は重要なかなというふうには感じています。

○亀井委員 正直な御意見をありがとうございます。

もう一つ、じゃ、横田参考人に伺いたいんですけど、午前中の質疑の中で、登録品種を自家増殖している農家というのはどのくらいあるんだろうか、そういう質問があつて、農水省の方は、ほとんどありませんというような答弁であつたと思います。後で議事録を確認しますが、そう多くはないよというようなニュアンスの答弁でした。

一方、二〇一五年に農水省がアンケートを行つておりまして、農家に自家増殖についてのアンケート調査をして、そのときに、農家の五・二％は登録品種の自家増殖をしていると。その理由として、生産に必要な種苗を確保するためが三・四・六％、それから、種苗代金を節約するため、

これが三〇%とあったんですけれども、横田参考人の感覚的なものとして、登録品種を自家増殖している農家というのはやはりその程度はあるだろうと思われませんか。

○横田参考人 感覚でいうと、自家増殖している人は比較的多いかな。ただ、ちよつと、米の場合は、注意が必要なのは、例えば横田農場も八品種、正確に言うると十品種ですけれども、つくっていませんけれども、全て均等の割合でつくっているわけではなくて、やはり従来から浸透している一般品種の作付の割合が高く、これから新しいものを導入しようということで、少し、登録品種、新しい品種もつくっています。だから、品種は一品種力ウントしてありますけれども、じゃ面積とか作付の規模とかで考えたときにそれがどれぐらいの割合かという、低いということなのかなという印象は持っています。

○亀井委員 それでは、次の質問はお二人にしたいと思います。

きょう私は午前中の質疑の中で、なぜ例外品目をつくらないのかという質問をしました。つまり、自家増殖を一律に禁止すること自体はおかしいと思っと思っていますけれども、それを百歩譲って、原則自家増殖を禁止にしたとしても、海外のように例外品目というのをなぜつくらないのかという質問をして、まだ私は理解できる答えを得ていません。

海外の事例として、主要農作物です、ね、ですから、穀類であつたりパレイシヨであつたり、そういうものが例外になっている。だから、日本であつたら、米、麦、大豆ですとか、自家増殖が前提で栽培されているようなものととか、あともう一つ大事なものは有機栽培です。有機栽培というのは、自家増殖、自家採種を前提として栽培されているので、なぜそういうものを例外として指定しないんですかという質問をしたんですけれども、それについてどう思われますでしょうか。例外を設けてほしいというお気持ちはあります。お二人にお伺いいたします。

○横田参考人 大変申しわけないんですけれども、私は米以外をつくらないでいいので、ちよつと米以外の感覚を持ち合わせていないので、うまく答えられるかどうかかわからないですけれども。

私の感覚でいうと、農家自身が、やはりこれを守つていかなきゃいけないね、ちゃんと日本の品種を、それは我々が使う大切なものだから守つていかなきゃいけないねという意識を高めるとい意味でいうと、これはいいよね、これはだめよねというよりは、原則、基本的に例外をつくらずに全部守つていくんだという姿勢はそんなに間違っていないのかなという印象は持っています。

○印輪参考人 特に、有機の農業にとつては自家増殖は不可欠なものになるわけですね。

といいますのは、例えば登録品種を使う場合ですと、登録品種、無農薬の種というものは今の日本の制度の中でほとんど確保されていませんので、一回それを自家増殖することによって初めて有機農業に適した種がつくれるわけです。だから、有機農業の種をつくるためのものは例外にするということをやらなかつたら、日本の有機農業はだめになつちやいますよ。その例外をつくつていないというのは、決定的にこれはまずいと思います。

有機農業というのは世界が向かっています。この二十年間に世界では五倍以上に市場がふえているんです。それが、日本は今、百九位とか、面積比で九十八位とか、そういう世界の後ろに行つてしまっているわけです。有機農業のバイオニアであつた国がそんな状態になつていくというのは、これは本当に今回の中で大きな問題になると思います。そのような意味でも、この種苗法の中で例外を設けななきゃいけない。

それから、あと、例えばオーストラリア政府の知財局のページを見ていただければいいんです。ファーム・セーブド・シーズというんですけれども、つまり、自家増殖に関して、これは、基本的に人類が何千年もやってきた、エッセンシャル、本質的なことで書かれているんです。

そして、一番強調されているのは、生存に不可欠だと。

だから、まず、この問題というのは、何よりも生存の問題なんです。食料安全の側からこの自家増殖というものは認められるべきだ、こういう項目があつていいんですけれども、それすらないというのは大きな欠陥ではないかなというふうに思います。

○亀井委員 ありがとうございます。

午前中の政府の答弁では有機農業も例外ではないというふうなことでしたので、一方で、国は今、有機農業を、日本の農産品を輸出するという意味で、そちらに力を入れていきたいという方針ですから、そこは矛盾するのではないかな。なぜ例外にしないかということ、午前中も本場に何度も質問したところでして、もう少しまた政府に確認をしたいと思います。

それから、これは印輪参考人にお伺いしたいんですけれども、先ほどの資料で、外国法人の育種者登録のベースがふえているという資料がありました。それについてなんですけれども、資料の十七のページのところで、二〇一七年新規登録の三六%が外国をベースとした育種者」とあります。

それで、また午前中の質疑に言及しますが、我が方の篠原委員が資料を出しまして、二〇一七年に種苗法が改正されたときに、禁止品目、自家増殖を禁止する品目が拡大された。この年から禁止品目の登録の数がふえてきて、二〇一七年は二百八十九種、二〇一八年三百五十六、二〇一九年三百八十七、二〇二〇年三百九十六と急激にふえているわけなんです。この急激にふえているのと外国をベースとした育種者の登録がふえているというのとはちよつと重なっているんで、このふえている部分というのは外国ベースの育種者が登録をしていると考えてよいというか、その影響が大きいと思われませんか。

○印輪参考人 今、外国企業がふえているものに関して、お花に集中しているんです。お花そ

のものは早くから禁止の対象になつていまして、そこは必ずしも一致しないのかなと思います。

それ以上に、これから、さまざまな野菜であるとか、これまで野菜が入っていなかったんですけれども、野菜も急速にほとんどの、ニンジン、ホウレンソウ、そういう全てのものが入つてしまいました。それは非常に大きな問題ではないかなと思います。

○亀井委員 ありがとうございます。注意して見ていきたいと思ひます。

あともう一つは、今回の改正の中に特性表の導入というのがありまして、農家が知らずに在来種だと思ひ、一般種だと思つて栽培をしていたけれども、それとそつくりの登録品種があつて、特性表をもとに並べて栽培したら同一のものかと判断され、それで訴えられるのではないかな、そういう心配の声が上がつております。

これについては、私も政府に確認をしていきますけれども、過失か故意か、故意ということではあるんだけれども、罰せられないということではあるんだけれども、ただ、これによつて農家が萎縮をして、在来種の数が減つていくような、そういう影響はあると思ひます。時間が来てしまつたので、じゃ、これは印輪参考人に何つて、終わりにします。

○印輪参考人 萎縮効果はあり得ると思うんですね。この制度で一番問題なのは、従来までは裁判所で証明されるものが、農水大臣が特性表を見て判定できちゃう、その判定に対して異議があつたとしてもどのようにできるのか、こういったことに関して全然わからない状態になつていまして、これではやはり、今、在来種は多くありますので、それをつくっている農家の方が不安になると思ひます。それは間違いないのではないかなというふうに思ひます。

○亀井委員 時間になりましたので、終わりにいたします。

両参考人、ありがとうございます。

○高島委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。きょうは、参考人の横田さん、そして印鑰さん、ありがとうございます。早速質問させていただきます。

まず、横田参考人、お米を大規模農場で生産されていると。そして、御苦労話も聞かせていただきました。お米は、公的種苗の果たしてきた役割が大変大きいというふうに思います。その土地柄に合った、そして災害耐性の強いもの、そして地域の皆さんの食味に合ったもの、まさに地域のブランドがいつばいつくられました。このお米、野菜、公的機関による種子の開発、供給について、横田参考人の評価はいかがでしょう。

○横田参考人 大変もちろん大きいというふうに思っております。私が今、先ほど言った十品種、正確に言うと十品種をつくっておりますけれども、全て公的機関がつくった品種、三つは県が育種したもので、あと七つは農研機構がつくったものですけれども、公的なところがつくったものを私たちは使わせてもらっていますので、そういう意味では、本当に役割は大きかった、助かったというふうには思っております。

○田村(貴)委員 続いて、印鑰参考人にお伺いします。

世界的に見れば、先ほどお話もあつたんですけれども、多国籍の農業関連企業、例えばバイエル・モンサントグループであるとかシンジェンタとか、そうした上位四社が何となく種苗市場の六割を占有している、驚くべき状況だというふうに考えます。日本での市場参入というのは今後あり得るというふうにも見えているんですけれども、この辺の流れをどのようにご覧になっておられるか。

また委員会で質疑もしたいと思うんですけれども、一つは、種子法によって民間参入が障害になつていてということで廃止されました。そして、農業競争力強化支援法によって、公的機関の知見を民間に供出しなさいと。それをまた後押し

するような形で農水事務次官が地方交付税をちよつとちよつとせよといつたような話が出ていますので、これは大きな変化を何か行政が起こして、そして淘汰されていくような、非常に強い懸念を私は持っているんですけれども、この動きについて印鑰さんはどのようにご覧になっておられるでしょうか。

○印鑰参考人 今の日本のお米の品種をつくる力というものは、まだまだ十分強いと思うんですね。例えば、都道府県がつくっている品種は三百品種近くあります。そういったものがある限りは、多国籍企業といえども、それを上回る品種をつくるというのはまず無理だと思うんですね。

ですから、公共のそういう品種を守つていければ日本のお米は守れると思うんですけれども、残念ながら、この種苗法改定もありますし、それから農業競争力強化支援法もあります。こういったものによつて、政府からちゃんと資金を出さない、予算がつけられないということになってきますと、これが弱つていってしまうと思います。

そうなつたときにこれが、僕は連合すると思うんですけれども、例えば、個別の企業の名前を出していいのかわかりませんが、住友化学はモンサント社と技術提携を組んでいて、モンサント社の遺伝子組み換えに使える農薬を住友化学が提供するという関係を持っています。そして、その住友化学は日本でも、国内でお米をつくるという生産者でもあります。

そのような形で、連合して行くという形で、言つてみれば、外国企業が日本を独占するということよりも、無国籍企業といえますか、連合の大きな企業によつてそういったお米が独占されていってしまう危険というものは今後高まっていくのではないのか、それに対してやはり、まず公共の品種を守るのが僕は大事だと思います。

ただ、公共の品種だけじゃなくて、実は、公共品種の中で在来種が抑圧されてきたというようなことを感じておられる方もいらっしゃるわけですよ。まだまだ日本には貴重な、農家が継いでく

れたそういったお米もありますので、そういったものを含めて守っていく必要があるのではないかなというふうには思っております。

○田村(貴)委員 農家の自家採種、自家増殖を一律許諾制にするというところが、私も納得がいかないところでもあります。品目においても、それから規模においても、例外規定すらないわけですか。

私は、想像するんですけれども、今度の法改定があつて、成立後に育成権者の背中を法律が押すことになるんじゃないかというふうに考えています。やはりこういう法改正でありますから。そうなる、あくまでもやはり権利者の判断になるんですけれども、今までは自由に自家採種して自家増殖していましたが、そして農家の方は次につなげていた、その自家増殖に対して、いや、もう法律がこうなつたので、申しわけないけれども許諾制にしていただくし、許諾料を上げさせていただくという流れは、私はおのずと、もう法律ができるんだから、改正されるんだから、そういう流れは出てくるというふうに思います。

今は自由にできても、これからは権利者の判断によつて農家の不利益がもたらされると考えているんですけれども、いかがご覧になっておられるでしょうか。

○印鑰参考人 そのプロセスには何年かかるかわからないと思うんですけれども、といいますのは、例えばお米ですと、まだまだ都道府県がしっかりとやっている、そのうちにはそれほど余地がないと思うんですけれども、これが弱つていった先にそういったものが大きな懸念になるというのは僕は必ずではないかなと思うんですね。

ですから、特に、今は種の値段は二%にすぎない、これが十倍になつたら二〇%になるんですね、そういったことも僕は十分起こり得ると。実際にこれは世界で起きていることです。日本

で起きないとは限らない。そのときに、やはり、私たちのお米、それこそ農協の方たちあるいは地方の、それを支えてきたものが崩れるんだ、これが一番怖いんです。これが民間企業にとられてし

まつたら、地域を支えるものがなくなつてしまいます、骨抜きになつてしまいます。そこはよく考えていただきたいなというふうに思います。

○田村(貴)委員 今、私と印鑰参考人でお話ししたことを横田参考人にもお伺いしたいと思うんです。

JAから種を買つてきて、それを自家採種して、そして稲作をされていると。許諾制が入つてきて、横田参考人は、物すごい金額になつてしまつたらこれは困るというふうになつてしまつた。そうなつたときはやはりビジネスで、何をチャイスして何を作付していくかという判断があると云われましたけれども、判断ができない限りにおいて、許諾制が種苗の値上げそれから許諾料の大幅な引上げにつながるものならばこれは大変なことだと思つておられるけれども、横田参考人はいかがお考えでしょうか。

○横田参考人 許諾料が物すごく、我々の経営を圧迫するほど上がるかどうかということだと思つていますが、それは、もう農業をやめるかという話ぐらになつてしまつたので、恐らくそこまでの、だから、そんなことをしたら誰もがもうはや使えなくなつてしまふということだと思つたので、実際それはないんじゃないかな。先ほど言つた十倍といつても、私のところで一%が一〇%になるかどうかはちよつとわかりませんが、まあ、一〇%が小さくはもろくないですが、まあ、でも、十倍の値段になるかといつたら、なれないですよ。

なかなか想定だけで物を言うのは難しいんですが、そこまでなるわけがないと僕は確信して、それは、何が起るかかわからない時代ですから、困らないとは当然言えませんけれども、そうならないようにしていく方向が望ましいかなというふうには思います。

○田村(貴)委員 ありがとうございます。

それでは、続けて印鑰参考人にお伺いします。資料も、かなり詳細なものを御提示いただきました。この中で、横田さんのところの農場は種苗

に占めるコストは少ないという話でした。ただ、品種によつては種苗の占めるコストが物すごくかかるという農業もあります。私自身も、これで許諾料が上がったらもうやっていけないという話もいっぱい聞いていました。

いろいろな品種を調べていく中で、一律許諾制になると、どういう品種でどういうことが想定されるのか。その辺についても御解説いただけるでしょうか。

○印鑰参考人 今の種苗法でも、契約でそれを変えられるということではあるわけですね。そういう必要がある種苗業者の方は契約という方法もとることはできるわけですが、ここで一律許諾制にされてしまえば、全て、種と苗では全く違いますし、これは非常に困った事態が僕は生まれると思います。

イチゴの場合は変わりはないということが午前中の審議でもされましたけれども、これは今変わらないうただけであつて、これが本当に今後もあるのではないのかということは、僕は非常に疑問があるのではないかなと。同様のことが、例えば芋類もそうだし、サトウキビ類でも起こり得ると思うんですね。今では自家増殖しなければ経営が成り立たないというのが、栽培のサイクルで必要になつてきますので、やはりそのようなものに関しては大きな問題になつていく。

そして、やはり、ここでターゲットとなりますのは、米、大豆が大きいのではないか。特に今、大豆に関しては、大豆の種とり農家の方たちの高齢化が非常に進んでおりまして、今後、日本の多様な大豆、これまで日本の食を支えてきた、そういった品種がなくなつてしまう可能性が今言われているんですね。こういったものが実際にどのように確保しているのか、大きな問題が生じかねない状況が今出てきていると思います。もちろん、農家を支えるということもありますけれども、今、種子法がないということと、そのような大豆が、種の存続というものが非常に危険になつてきている。

それと、許諾料の面でいいますと、やはり今一番気になりますのは、このような、お米でありますとか、そういう主要な農作物で、今後時間をかけて変わっていく可能性があるのではないかなというふうに思つております。

○田村(貴)委員 きょうは、印鑰参考人から、都道府県での稲の登録品種の割合、あるいは重点作物での登録品種の割合というのが出されました。これはかなり膨大な計算が必要ではなかったか。資料は、農林水産省のデータから当てはめて計算されたという理解でよろしいですね。

こういう資料を私たちはこの委員会ですべて見るわけですね。どれだけの農家が登録品種で栽培されているのか、そのうち自家採種をどのくらいしているのか、基本的なデータが全然ない中で審議していることに對して、私は非常に疑問を感じています。

これを作成されて、農水省の方も見られていると思うんですけども、何か反応があつたでしょうか。

○印鑰参考人 このやつは、品種を見ながら、データベースで登録品種かどうか全部調べて、一つ一つやっていくんですよね。だから、何日間もかかりました。本来これをやるのは農水省の仕事だろうと思つたんですけども、農水省は一割しかないと言っているんで、おかしいと思つてやつた作業です。

ですから、これは本当に、ちよつと、その意味でもおかしいことが起きているなというふうに思わざるを得ません。そのとおりでございます。

○田村(貴)委員 御芳苦に敬意を表したいと思います。

最後に、種苗の海外流出をとめるために農家の自家増殖を許諾制にすると。わけのわからない提案なんですけれども、種苗の海外流出を防止するためには何が必要だとお考えでしょうか。これは両参考人にお伺いしたいと思います。横田参考人からお願ひします。種苗の海外流出ですね。

○横田参考人 私は一百姓にすぎませんので、海

外のところまで私がきちつと説明できるかはちよつとわかりませんが。

先ほどもちよつと言いましたように、やはり、我々が日本ですくつていっている品種なりが海外に流出してしまつて、それを、仮に輸出して競争するみたいなことは非常に我々としては苦しいですから、そうならないように、流出しないようにしてもらいたい、それが必要だというのは当然だと思ひますし、かといつて、どんな形で流出しているのかわかりませんけれども、本当にそれを全て水際なりでとめることができるのかなというのは、私もちよつと、よくわかりませんので。

いづれにしても、そういう流出がないように、私が勉強している範囲でいうと、今回の種苗法の改正でそれができるんじゃないかなというふうには私は期待していますので、ぜひこの改正を通していただけたらというふうには個人的には思つております。

○印鑰参考人 農水省の方が必死に調べられて、日本の品種で海外でつくられているものがないかと調べたら、三十六品種出てきた。それの全てが海外で登録されていない。例えば、昨年、中国政府が新品種として出願した数が五千二百二十二あるんですね。その中で日本のことを言つたのは三十六品種。数字的に考えましても、これは何か、本当にリアリティーがどこまであるのかなという感じもいたします。

これは、中国の五千二百二十二品種も、中国政府も守りたいと思つていられるでしょうし、日本政府も守りたいと思つていられると思うんですね、お互いに簡易に登録し合う、そのシステムをつくれればいいだけの話なんじゃないのかな、お互いの農家はそれぞれ自家増殖できると。

ちなみに、中国では種は、農家の種の権利が認められる法改正というものが二〇〇三年ぐらいに行われたと聞いています。WTOに入つて、急速に海外から入つてきた種が中国の種をなくしてしまふ、それに恐れた中国政府は農家に種をちゃんと守れるようなシステムをつくつたというふう

聞いております。

日本政府にも、やはりこのような度量が必要なのではないでしょうか。そして、お互いに登録し合うというシステムをつくつてしまえばそういう懸念もなくなります。国内の農家は自家採種していいと思います。

○田村(貴)委員 時間が参りました。

横田参考人、印鑰参考人、本日はどうもありがとうございました。

○高島委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。本日は、横田参考人、印鑰参考人、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

先ほど、横田参考人から、種子のコストが生産コストの一分から二分であるということで、経営努力によつて恐らく吸収できるのではないかなというお話があつたわけですが、横田参考人の会社はある程度の規模があらわれて、経営努力も非常に前向きにされているのではないかとお見受けしたんですけども、例えば小規模の場合ですと、ある種の規模の経済が働きにくくなつて難しいんじゃないか、そういう御意見もあるかと思うんです。

その中で、先ほど、種は面積に比例するよという話がありましたけれども、小規模農家への免除規定のお話が印鑰さんからもあつたかと思うんですけども、これの必要性というのは横田さんは感じられますかというのと、あと、印鑰参考人には、必要な理由と、それから、もし日本で設定するとすれば規模はどの程度に置くべきかというのを、御所見をいただけたらと思います。

○横田参考人 まず、そうですね、例えば、これは農政全般にあるかもしれないけれども、規模で切ろうとすると非常に難しいところがあると思うんですね。それにかかわらず、ちよつと僕は、

先ほどの話の繰り返しになってしまっていますけれども、農家自身が種を、日本のものをしっかりと僕らが守っていく。生産者自身がきちっとそれを、許諾料を払うなりして、新しい品種が出てくる、そういうことを僕らが支援して守っていくかなといけないう意識を、お米農家全体、お米だけでなく農業全体で持つていくという意識が必要だと思えますので。

例えば、小規模の人は別にいいですよということになってしまつと、農業界の中で限られた人たち、どちらかというと数が少ない人たちだけでそれを守つていつて、多くの人は余り関係ないみたいなことになってしまふのは僕はむしろ逆なんじゃないかなというふうに思いますので、農業界で農業生産を行う農業者の皆さんが、こういったものをきちんと守つていこう、我々でこれをしっかりと維持していくんだという意識が僕は必要だと。そういう意味でいうと、規模は余り関係ないのかなというふうには考えています。

○印鑑参考人 小規模の許諾料をどこまで免除を日本で考えられるかということに関しては、日本のほとんどの形態は正直言いまして小規模と言わざるを得ない、要するに、この問題は特に作物で変わるのかなという気がします。特にお米なんかですと、生産コストが販売価格を超しているぞ、そういう悲鳴が農家からも上がってきています。このような中で、許諾料をお米に対して課するのは極めて難しいと思うんですね。

そのようなことを考えますと、お米に関しては、横田さんぐらいの方でしたらその中でも何とかやつていけるという方もいらっしゃるかもしれないけれども、極めてまれだと思えますので、やはり、お米に関しては課さないかということを決断いただく。

特に大豆ですね、先ほども言いましたけれども、大豆がなくなつたら日本食はもうおしまいですよ。みそもない、しょうゆもない、風味のあるおみそとかしょうゆをつくれなくなつたら日本の食文化はおしまいです。そういったものをどう

やつて守っていくのか。

これに関しては公的な資金を出して、種をつくる人を支援する、そういう政策が今必要なのであつて、許諾料とかそういったものを言っている場合じゃないと思うんですね。大豆に関しては、ほとんど今輸入になっていきます。これに対して国産大豆をどうやつて守っていくのか、それを支えていくのはやはり公的な政策ではないかなというふうには思います。

○藤田委員 ありがとうございます。

次に、印鑑さんがブログ等で農業競争力強化支援法にも触れられて、いわゆる公的種苗事業の民営化の方向性はやめるべきだというような趣旨のことを私も拝読させていただいたんですけれども。

例えば、農政全体において民間活力を使つていくということも必要であると思うんですが、種苗に関しては、税金を投入された公共が種苗事業の大半をやはり担つていくべきである、そういう設計思想のもとでおつしやられていっていると理解してよいんじゃないでしょうか。

○印鑑参考人 特にお米とか大豆とか、特に主要農作物ですね、これに関してはやはり公共がしっかりと、これは食料保障の観点からもやらなければいけない分野だと思えます。民間企業に丸投げというのは、僕はできない分野だと思えます。

もちろん民間分野でも、例えば家庭菜園のさまざまなものであるとか、さまざまな領域はありますので、その協力関係は当然、探つていくのはもちろん必要だと思えますけれども、根幹というのはやはり、私たちの生存にかかわること、日本文化の、まあ日本文化といえますかね、地域の食文化の根本をなすものですから、それに関しては公共がつくつていくのがやはり基本ではないかなというふうには思います。

○藤田委員 その他の産業と比べて、一律に同じように考え、競争政策、規制緩和と保護政策のバランスをその他の産業に置きかえて考えることは、確かに私も危険だなと思うんですが。

先ほどありました新品種の開発力のお話、実際にここ近年は落ちていきますよ、そういうお話があつたかと思うんですが、今回、その一方で、育成権者の権利を強めることで、育成権者と農家さんのいわゆるバランスがかなり崩れるだろうというふうにおつしやられていたんですが、

あるならば、育成権者の権利が強くなるということは、つまり国内の品種開発のインセンティブもその分強くなるんじゃないかと論理的に考えると思うわけなんですけれども、そうとはならないんじゃないでしょうか。インセンティブを与えるのではないかとと思うんですが、いかがですか。

○印鑑参考人 将来的なインセンティブは何かというと、種苗市場が広がることだと思うんですが、種や苗がどんどん売れていく、買う人は誰なんだ。買う人をふやさなきゃいけないわけですよ。その買う人をふやす政策があるのであれば育成者権を強めるというのもあり得るんですけど、今その政策がないところで育成者権だけを強めるというのは、本当にバランスを欠いてしまふ。

これは結果的に、買う人が減つていったら、種苗企業、特に地域の小さな種苗企業はむしろ困ると思うんですね。やはり、買つていく農家をどうふやすかというのが鍵ではないかなというふうには思います。

○藤田委員 済みません、ちよつと今で更間いということとは、今回の育成者権を強めるということは、いわゆる買う方をもう少しふやすという政策とセットであれば許容される範囲という認識でよろしいんじゃないでしょうか。

○印鑑参考人 実際問題、自家増殖をどう認めるかという部分に関しては、やはりきちつと議論すべきだと思うんですね。といひますのは、これは根幹技術なんですよ、損得の話じゃないんですよ。だから、市場でこれはプラスだマイナスだ、それだけで考えると日本の農業が骨抜きになつてしまひますので、やはり自家増殖に関しては原則

的な議論をした上で、もちろん育成者権を強めることもあり得ると思ひます。ただし、おつしやつたように、やはりそれは買う側の農家の支援政策が伴わない限りは現実的ではないというふうには思ひます。

○藤田委員 ありがとうございます。

今、自家増殖のお話があつたので、自家増殖は農業の基本技術、根幹であるというお話、これは確かにそうだなと私も思うんですが、今回の改正によつて、いわゆる技術が廃れていくというか衰退していく方向に行くというふうにお考えなのか。これはお二人ともにお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○横田参考人 私はそういうふうには考えておりません。

本当に繰り返しになって申しわけないんですが、けれども、種苗法の改正をきっかけに、種子を自家増殖するとかということに対する意識が高まる、権利とかそういうことに対する意識が、これは、さつきスマート農業の話も出ましたけれども、そういうことも、知財とかというのは物すごく重要で、農業者が自分たちの知財をただで配るみたいな、それはやはり危ないことですから、きちつとそういうことを、農家自身がそれぞれ、皆さん、みんながそういう意識を持つということがこれから先は絶対に必要。そういう意味でいうと、種の問題も種苗の問題もそれと同じで重要だなというふうには思つています。

○印鑑参考人 現実的に、許諾を求めないと自家増殖ができないというのは、やはり大きな、敷居を高めてしまうんですね。実際に今、兼業化が進んだりして自家増殖までできない、やつていたんだけれどもできなくなつてきたという方もいらっしゃると思うんです。それに対して更に許諾をつけることによつて、ますます難しくなつていく人、やめていく人がやはりふえるのではないかな、それは日本の農業にとつて大きな損失になるのではないかなというふうには思つております。

○藤田委員 ありがとうございます。

育成者権を強めることで、許諾料をいただけるという一つの、育成業者からすると収入チャネルがふえるとも見えるわけなんですけれども、そうした場合に例えば仮にこういうことは起こらないのかということを、可能性があるかどうか、お二人に聞きたいんですが。

先ほど、自家採種、自家増殖をするプラス許諾料を払うという選択肢か、種子を購入するか。これをコストとそれぞれの質の担保とかで選択していくという経営判断をしていくということだと思っておりますけれども、例えば、許諾料を取るかわりに種子のコストが今までよりもマーケット的に値段が下がるといっても合理的に考えるとあり得ない話じゃないんじゃないかなと思うんですが、これは可能性としてはあるんじゃないでしょうか。私見で大丈夫なです。

コストが上がる上という議論なので、許諾料のかわりに種子のコストが逆に下がるというメカニズムも働くんじゃないかという仮説なんですけれども、いかがですか。

○横田参考人 そうですね、どうなんでしょう、私は、例えばJAさんで販売されているような種子を僕はつくっていないので、ちょっと、何ともわかりませんけれども。

ただ、米であつても、種子を生産する農家が、例えば富山県とかは物すごく種子をつくっておられますけれども、私も富山の種とかを買ったんですけども、そういうところも高齢化が進んでいて種をつくるのが難しいという話も聞いていますので、なかなか、先ほど議論にあった、市場の原理だけでそれが下がったり上がったりするかどうかと、むしろそういうところで困るかなというふうには私は感じています。

だから、そこで、逆に私は、我々のような例えば大きい農家とかが、自分の種もつくるけれども場合によっては人の分の種もつくるみたいな、しっかりと許諾を得てですね、という方向性もこれから考えていかないと、種子の生産そのものを賄えない可能性が出てくるんじゃないかなというふう

うには考えています。

○印輪参考人 今の発言、非常に、僕もまさにそのとおりだなと思いました。

種もみというのは非常に手間をかけてつくってありますので、その生産コストを下げるということのは極めて難しいと思います。全体的にこれを、今、種もみの生産者自身が減っている状況なんですよ、その中でどうやって維持するのか。今、きゅうきゅうという状態だと思えます。それを、今まで何とかやってきたんですけども、今後は、種をふやす人をどう確保できるのか。日本国内でそれができなくなってくると、海外依存になつてしまいかねないんですよ。

ですから、今、横田さんがおっしゃられたように、その方たちをどうふやしていくのかというの、一つの大きな政策をしていく、そうしていくと種の値段が上がらずに公共の種を維持することができると思っていますので、そのような政策をぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

○藤田委員 ありがとうございます。

最後に一問だけ。

本法案の立法事実の一番最上位にあるのは、海外への流出をいかに防ぐかという課題意識かと思うんですけども、これについては、今回の法案は私の認識では十分条件ではないが必要条件なのかという受けとめ方をしているんですが、それはおいておいて、海外での品種登録というのが一番効果があるということは皆さんの共通認識かと思うんですけども、これを除くと、海外への不正流出を防止するその他のアイデアというのは何かあるものなんでしょうか。専門家の御意見をいただけたらと思います。印輪参考人に。○印輪参考人 これは農水省の方がもう既に海外での登録以外あり得ないと言っているんで、それに対して僕が、いや、あり得るということをするのは、本当に差し出がましいといえますか、できないことだと思えます。済みません、それしかないと思います。

○藤田委員 どうもありがとうございます。これ

で終わります。

○高島委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 国民民主党、玉木雄一郎です。

まず、横田参考人、印輪参考人、長い間ありがとうございました。大変参考になりました。

まず、お二人に基本認識をお伺いしたいんですが、まず、お二人に基本認識をお伺いしたいんですが、

けれども、種苗法の改正について。横田参考人は実際現場でされているので、お仲間の農家とかそういう方々に種苗法の改正あるいは中身についてどれくらい知られているのかな、そういう認識の広がり。こういったものについてどうなのかというところでちょっと、考えがあれば教えていただきたいのと、印輪参考人にも同じ質問をさせていただきたいと思えます。

○横田参考人 これは、どういうふうに説明したいのか、ちょっとよくわからないんですけども、私、昨年の九月に、農水省の種苗法の改正に、関係する検討会に呼んでいただいて、そこで、先ほど説明したのと似たような、私のところの自家採種の取組についてお話をさせていただきまし

た。そうしたら、それがどういうわけかネットで何か大分広がってしまったようで、ちょっと困ったこともあったんですけども、いいか悪いかは別にして、そういうことをきっかけに、かなりいろいろな人も私に、いろいろな、これはどうなっているのかと聞かれたりという機会もふえたりして、結構、農業者として自分は、関係する者として、議論が起った話題が広がったのかというふうには思っています。

○印輪参考人 東京大学の鈴木宜弘教授が、学生さんが卒論で、この問題、アンケートをとられたんですね。農家の方たちに、種苗法改正を知っていますか、賛成ですか、反対ですかと。賛成も反対もちよびつとしかなくて、六割が知らないという状態なんです。これが今の現状をあらわしているのではないかと思います。そんなところで、僕も各地で話をしますけれども、

も、多くの農家の人たちが、そんなことになって

いるとは知らなかったという反応ばかりでした。

○玉木委員 今、両参考人に認識についてお伺いしましたけれども、ちょっとお二人でも差があるのかなという気はしました。いずれにしても、中身をきちんと理解してもらおうということがやはり大事なのかなということを改めて思いました。

そこで、横田参考人に続いての質問なんです。が、やはり、規範意識を高めていくということは大事だと思えますし、先ほどそういうお話をされたと思うんですけども、少なくとも中身についてある程度わかっておられる方、あるいはこういう方向になっていくんだという中で、農家の中の規範意識の高まり、こういったことは、ある意味仕方がないのかなということも含めて、こういったことを守っていくかなければいけないという感じになってきているのか。そこはちょっと、実際のなかなか難しいなとか、どういう状況になっているのか。そこについて、認識を改めてお伺いしたいと思えます。

○横田参考人 例えば、先ほどから言っているように、もちろん高齢になつても地域で頑張っている農業者の方も大勢いらつしやいます。一方ではそういった方たちの農地を集めている農家、もちろん規模は大小それぞれありますけれども、特に水田ですね。やはり、皆さん誰もが地域のために頑張ると言っています。米農家だったら誰もがそういう意識を持ちます。地域のために頑張るのですよ。一方で、法を犯しているとか、いいかげんなことをやっているというのでは、やはり地域を守っていることにはなりませんよ。

だから、そういう意味では、米農家であれば誰もが地域を守りたいと思っている、じゃ、地域を守るためにはきちっと、ルールですとか、これらの次の世代に渡す農業の、しっかりと受け継げるような形を守っていくことは誰もが考えられるべきことだと思えますし、そういう雰囲気ができるような環境になりつつある。これまでたくさん、いろいろな農家がいるときは何でもできるこ

今回いろいろな、メリット、デメリットというか、懸念も含めて種苗法にはあるんですね。ただ、権利をしっかりと守っていくという大きな方向は多分反対する人はいらないので、ここはいずれにしてもきちんとしてやらなければいけませんし、横田参考人が言ったように、海外に行ったら日本の品種の、米に限らずいろいろなものがあふれていて、それは本当にどうなのかと思うことが多々あるし、逆に言うと、そこは何か正直者がばかを見るみたいな話になるので、きちんと、権利者の権利というのか、これは、私は分けて考えた方がいいかなと思うのは、育成者権者という開発した農研機構とかになるんだけれども、それをちゃんと買つてやつた国内農家の権利をちゃんと守らなきゃいけないのかなという気がするんですね。

だから、農家対育成者権者というんじゃないくて、農家も、ちゃんと頑張っている国内農家を守るといふ観点もいかに実現するかというところは非常に大事だという、単なる二項対立でもないのかなというふうには思うので、その辺をしっかりと法律で実現するところと、あと、不十分なところとか懸念が広がっているところはきちんとやはり補っていくということで、いいものに仕上げていくことが必要なのではないかなというふうに思っています。

印鑑参考人の資料の中で、私、香川県の出身なんですけれども、キウイフルーツを結構やってるんです。七〇%ぐらいが登録品種だという。これを全部、県の農業試験場が開発しているんですよ。これがあるから、こうやって売れているので。そういうところはもう一回国としても、都道府県の試験場を含めた公的な機関の開発能力をいかに維持していくのかということを我々国会がもう一回考えなきゃいけないなと思っていますので。

本当はこの法律の改正とセットで、そういう公的な試験研究機関の品種開発能力をいかに保ち、それをいかに支援するかというところをセットでやればもう少し安心できたし、財政支援がきちんとあれば、じゃ、許諾料をすごく上げて、何かそれで農家に開発負担を負わそうなんということは思わないので。いずれにしても、そこをセットでやはりやらないといけないなということを、お二人のお話を聞いていて改めて思いました。

とにかく、皆さんが、きょういただいた意見をしっかりと我々も踏まえて、最終的にはこの法案の審議、採決に臨んでいきたいと思しますので、改めて貴重な意見をいただいたことに心から感謝を申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○高島委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

す。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。大変参考になりました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

次回は、来る十七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会。

令和二年十二月十一日印刷

令和二年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U